



FSA Institute Discussion Paper Series

イスラム金融の法規制等の 国際比較 英国とマレーシア

新井 サイマ

DP 2013-3

2013年6月

金融庁金融研究センター
Financial Research Center (FSA Institute)
Financial Services Agency
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

イスラム金融の法規制等の国際比較

英国とマレーシア

新井 サイマ*

概 要

本調査は、コンベンショナルな銀行・金融サービス業が主流であった諸外国において、金融規制上、イスラム金融をどのように位置づけ、監督しているかを、関連文献調査及び専門家とのヒアリングを中心に考察したものである。伝統的な金融法制度の枠組みの中でイスラム銀行を規制する英国と、既存の銀行法とは別途にイスラム銀行法を制定しているマレーシアを調査対象国としてとりあげた。

本調査では、両国におけるイスラム金融の拡大の背景を踏まえ、イスラム銀行とコンベンショナルな銀行の法制度、銀行監督体制、会計、税制、預金者保護等の違いを比較した。また、イスラム銀行取引の法律上の定義や種類、プロダクトや顧客層についても調査した。最後に、日本への示唆として、イスラム銀行を国内で設立する際に必要な法的論点を検討する。

キーワード：イスラム銀行、銀行規制、銀行監督、預金保険、英国、マレーシア

* 株式会社野村資本市場研究所研究員（金融庁金融研究センター特別研究員）

本稿は筆者の個人的な見解であり、株式会社野村資本市場研究所および野村グループ、金融庁および金融研究センターの公式見解ではない。

1. はじめに

本調査は、諸外国におけるイスラム金融法制を調査し、日本への示唆を検討する。特に銀行業務にフォーカスを当て、伝統的な金融法制度の枠組みの中でイスラム銀行を規制し、イスラム銀行法など特別な法律を制定していない英国と、既存の銀行法とは別途にイスラム銀行法を制定しているマレーシアを、調査対象国としてとりあげた。

イスラム銀行はシャリア適格な金融取引を行う銀行である。その規制においては、コンベンショナルな銀行同様、銀行の健全性を維持するための規制と監督体制が必要となる。更に、預金者保護の観点から明確な情報開示が求められ、場合によっては預金保険制度などの安全網も必要となる。また、イスラム銀行は、銀行法に加え、シャリアに沿った運営が前提となっている。本調査では、英国とマレーシアにおけるイスラム金融規制の経緯を整理するとともに、健全性規制、イスラム銀行の監督・検査、会計制度、預金保険制度、破綻処理制度等、また銀行経営上シャリア規制がどのように位置づけられているかなどをまとめている。

また、日本への示唆として、日本でイスラム銀行が設立される場合、又日本の銀行が日本の法律に基づき海外にイスラム銀行を設立する場合に分け、必要となる法的インフラや課題について整理する。

2. 英国

2. 1 英国のイスラム金融

イスラム金融の発展は、石油価格が急増した1970年頃が起源となっている。1970年代始めの石油価格の上昇に伴い、中東では域内の投資では不十分なほど資金が蓄積された。そこで、1970年に当時44カ国の加盟国からなるイスラム協力機構（Organization of the Islamic Conference : OIC）¹は、域外諸国の資産に投資機会を見出すことを議論し始めた。しかし、イスラムの教義であるシャリアで利子が禁じられている為、既に普及していた金融に代わる、利子をベースとしない新しい金融のシステムの開発が求められた。これがイスラム金融の諸手法の起源である。

その後、イスラム金融は、湾岸協力会議加盟国（Gulf Cooperation Council : GCC）を中心とする中東諸国や中央アジア、東南アジアで普及した。さらに、イスラム諸国との金融取引拡大を狙い、またイスラム金融の発展が自国に有益であると考えた非イスラム国でも、政策的な対応が取られるようになった。英国は、欧州の中でもイスラム金融ハブを目指す非イスラム国であり、1980年代から民間金融機関のイスラム金融取引がはじまり、90年代以降、規制当局の積極的なイスラム金融の取り組みが行われた。

¹ 現在は Organization of Islamic Cooperation に改名されている。1969年に設立。現在の加盟国は57カ国。

2. 1. 1 政策的なイスラム金融の支援

英国政府によるイスラム金融発展への初の取り組みは1995年にみられた。1995年9月にイングランド銀行 (Bank of England : BOE) の Lord Edward George 元総裁が、Islamic Foundation 主催のカンフェレンスで演説を行い、諸外国で高まるイスラム金融の重要性と国際的な発展に伴い、競争力のある発展を目指すロンドンにイスラム銀行を取り入れる必要があると提言した²。

その後2001年に、George 総裁を筆頭に、政府、金融サービス機構 (Financial Services Authority : FSA)、ロンドン市長、ムスリム・コミュニティの代表者が集結し、ワークグループが設置され、英国におけるイスラム金融の障害について話し合いが行われた。そこで重要な問題としてとりあげられたのは、イスラム銀行によるモーゲージの不動産売買の際に発生する印紙税の二重課税についてだった。財務省 (HM Treasury)、歳入関税庁 (HM Revenue & Customs : HMRC) と金融サービス機構の協働で、コンベンショナルな金融と、それと同じ経済効果を有するイスラム金融を同等に扱うことを念頭に、2003年を始め、財政法により税制措置がとられた。一方、2004年には FSA が欧州域内で初めてとなるイスラム銀行、イスラミック・バンク・オブ・ブリテン (Islamic Bank of Britain : IBB) の設立を認可した。

法的インフラが整い、イスラム銀行が設立された後も英国政府のイスラム金融の支援は続いた。2007年初頭には英国貿易投資総省 (UK Trade & Investment : UKTI) が、英国のイスラム金融促進のため、銀行と保険、法律、会計と教育、トレーニングと資格といった分野の専門家15人で構成されるサブグループ (現 UK Islamic Finance Secretariat : UKIFS) を設置し、半年に一度ミーティングを開いていた。同年4月には、財務省によりイスラム金融サミットが開催された。その結果、政府や民間の弁護士、会計士やムスリム・コミュニティによって構成され、イスラム金融発展に向けての提言を行う Islamic Finance Experts' Group が設置された。また、2007年に入り、政府は国内のイスラム金融拡大を実現させる可能性を具体的に調査するため、ホールセールとリテールの観点からフィージビリティ・スタディを行い、政策文書として公開した。具体的には、2007年4月に英国でのソブリン・スクークの発行が企画され、財務省と英国債務管理庁 (Debt Management Office : DMO) が共同で、英国通貨ソブリン・スクーク発行の市中協議文書³を発行した。その後、同協議文書に寄せられた、投資銀行、イスラム銀行、弁護士事務所、コンサルタント、格付機関などからの41の返答を元に、回答文書⁴を2008年6月に発行した。一方、2007年4月に、財務省と国民貯蓄銀行 (National Saving and Investments : NS&I) がイスラム金融のリテール商品・サービスの英国における需要について、商品企画、ターゲットとなる市場規模、プロダクトコスト、国民貯蓄銀行と政府にとってのリスクの観点から調査を行い、調査結果が2008年6月に公表された⁵。

² Islamic Finance in the UK: Regulation and Challenges p.8

³ Government sterling sukuk issuance : a consultation <http://www.kantakji.com/fiqh/Files/Markets/f113.pdf>

⁴ Government sterling sukuk issuance: a response to the consultation, <http://www.dmo.gov.uk/documentview.aspx?docname=publications/giltmarket/consultationpapers/cons020608.pdf&page=Gilts/Consultation>

⁵ National Savings and Investments Sharia'a Compliant Savings Review, http://www.nsandi.com/files/asset/pdf/sharia'a_savings_review.pdf

法的インフラの整備やイスラム銀行の設立で欧州の中でもリーダー的存在である英国であったが、上記のフィージビリティ・スタディが行われた後に金融危機が起り、イスラム金融への支援の優先度が下がってしまった。なお、英国の銀行監督については、FSAが2007年11月に「Islamic Finance in the UK: Regulation and Challenges」と題したワーキングペーパーを公表している。金融危機の前に出版されたこともあり、若干、アウトデートではあるものの、現在も参照される政策文書である。

2. 1. 2 英国政府がイスラム金融を国内に取り入れる目的とアプローチ

2008年に財務省がまとめた資料によれば、英国がイスラム金融を国内で発展させようとした背景は、①国際金融ハブとしての地位の向上、すなわちロンドンを欧州の国際的なイスラム金融市場へのゲートウェイとすること、②顧客の選択肢の拡大、すなわち宗教上の理由で市場に参加できないといった不利な点を排除し、競争的な市場にすることである⁶。

まず、英国はロンドンを国際金融センターとすることを目指しており、国内にイスラム金融を取り入れることで金融市場のプロダクトの多様化を図ることができる。2006年にゴードン・ブラウン財務大臣（当時）は、英国をイスラム金融のゲートウェイとし、イスラム金融のグローバルセンター化とすることを表明した⁷。イスラム諸国でのイスラム金融市場が拡大する中、英国が非イスラム国としてのイスラム金融ハブを目指す目的の一つとして、英国を欧州市場、または世界への玄関口とし、金融ハブであることを世界にアピールするという点がある。実際に英国では、中東のイスラム銀行が欧州でのプレゼンスを高めるために支店を開業するケースが見られている。

一方で、英国はイスラム教国ではなく、英国政府は宗教による金融体制の差別化を図ることはしない。イスラムが国教となる国の中には、国内全体の金融システムをイスラム金融とすることを試みた国もあるが、英国は既存のコンベンショナルの金融のシステムとイスラム金融を共存させるため、差別のないアプローチ（Non-discriminatory regime）をとった。競争力を重視する英国は、コンベンショナルの金融とイスラム金融を公平な立場（Level Playing Field）で扱う為にはまず、イスラム金融を英国国内で行う際にコンベンショナルの金融と比較して多くの課税が課せられることのないよう、財政法で免税とする措置をとった。

逆に言えば、イスラム金融を特別に扱う優遇措置はとられていない。この考え方は、2003年にFSAのハワード・デイヴィス長官（当時）がバーレーンのイスラム金融カンファレンスにおいて、英国のイスラム金融発展に向けてのアプローチについて、“no obstacles, but no special favors”と表明し、イスラム金融を優遇する政策をとらないとしたことに、よくあらわれている⁸。英国には現在、シャリア適格な金融サービスのみを提供するイスラム銀行とコンベンショナル

⁶ HM TREASURY (2008) 「The development of Islamic finance in the UK: the Government's perspective」
(http://www.hm-treasury.gov.uk/d/islamic_finance101208.pdf)

⁷ HM Treasury 2006 Newsroom & speeches, http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/newsroom_and_speeches/press/2006/Press_41_06.cfm

⁸ Conference on Islamic Banking and Finance Bahrain, Speech by Howard Davis Chairman, FSA, <http://www.fsa.gov.uk/Pages/Library/Communication/Speeches/2003/SP118.shtml>

な銀行がシャリア適格な金融サービスを提供するイスラミック・ウィンドウが存在するが、それらはすべてFSAにより監督され、2000年金融サービス市場法（Financial Services Markets Act 2000）により規制され、国際財務報告基準（IFRS）により財務報告が行われるといったかたちで、銀行監督、法規制、会計制度などコンベンショナルな銀行と同じ規制・監督下にある。

また、法規制については、コンベンショナルの金融にない新しいイスラム金融の商品を規制対象とする場合、イスラム金融独自の為の法律は制定しないアプローチをとっている。例えば、貸出取引において、利子の代わりに資産を売買することで利益を生み出し顧客にリターンとして分配するムラーバハを活用したローンについては、法律上、「代替的金融取引（alternative finance arrangements : AFA）」とされ、リターンは利子ではなく、利益（alternative financing return）とされている。特に、ムラーバハという用語が英国の法規制上に使われているわけではない。

2. 1. 3 イスラム金融が英国で栄えた背景

このような政府の支援を得て、イスラム金融市場は英国内でも発展した。英国のイスラム金融資産は2012年時点で186億ドルとされており、6行のイスラム銀行を含む22行の銀行がシャリア適格な金融サービスを提供している⁹。

英国には約200万人のイスラム教徒が在住する。この人口階層を潜在顧客として、英国唯一のリテール銀行であるイスラミック・バンク・オブ・ブリテン（Islamic Bank of Britain : IBB）は、5行の支店を設け、5万人の顧客をもつとされる¹⁰。

非イスラム国である英国でイスラム金融が発展した要因としては、①世界のイスラム金融市場の拡大、②国際的競争に勝るロンドン、③イスラミック・ウィンドウの発展、④中東の流動性超過、⑤税制改正によるコスト面でのバリアの撤廃、⑥統合された監督当局としてのFSAがあげられる。国際金融センターであるロンドンの取引所への上場や、有形資産の扱いが多いイスラム金融取引でロンドン金融取引所の活用を望むイスラム金融機関があることから、ロンドンは世界のイスラム金融市場が拡大するにつれて活用される市場である。また、英国法がイスラム金融取引の準拠法となるケースも多い。更に、シティ、HSBC、ドイツ銀行など中東や東南アジアにプレゼンスのあるさまざまなコンベンショナルな金融機関がイスラム金融サービスを提供するようになった。中東や東南アジアのイスラム銀行と比較して規模が大きいコンベンショナルな銀行によるイスラム金融サービスの提供の開始は、イスラム金融の発展に大きく影響を及ぼした。また、これまでコンベンショナルな金融と比較して不利であったイスラム金融を配慮した税制改正が行われたことと、1997年以降、英国の銀行監督が唯一の監督当局であるFSAにより行われるといった、わかりやすい監督体制は、市場参加者にとってフレンドリーであり、中東などの金融機関を国内に呼び込むことを容易とした。

⁹ Bankers, Top 500 Islamic Financial Institutions 2012

¹⁰ TheCityUK Islamic Finance March 2012 p.5

2. 2 英国の税制改正の経緯

前述したように英国は、イスラム金融を国内に取り入れる際に、実質的に同視しうるコンベンショナルな銀行取引と公平な立場をとらせることで、イスラム金融を行う上で障害となるバリアをなくした。特定のイスラム金融取引と実質的に同視しうるコンベンショナルな銀行取引がない場合には、財政法に新しく契約条件を盛り込み、また実質的に同視しうるコンベンショナルな取引を行う銀行が課税されない場合には、当該イスラム金融取引を非課税とする措置をとった。

一方で、法規の文言上は、イスラム金融独特の用語（イジャラ、ムラバハ等）を避け、財政法など多くの場合には「代替的金融契約（alternative finance arrangements）」という用語を使っている。この定義に該当する契約は、実質的にシャリア適格と解釈されているが、英国歳入関税庁（HM Revenue & Customs : HMRC）がシャリア適格性の判断をしていないことを示すために、あえてこうした手法を用いていると考えられる。

英国では2003年財政法において初めてイスラム金融の取扱が盛り込まれ、2007年に財務省、歳入関税庁によりイスラム金融税制テクニカル・ワークグループ（Islamic Finance Tax Technical Working Group、IFTTW group）が設置された¹¹。その結果、歳入関税庁により、イスラム金融の預金やローン取引、スクークに関して、コンベンショナル金融取引と同等に所得税と法人税を課税する対応が行われた。ただし、付加価値税（Value Added Tax : VAT）については、欧州付加価値税規制（The VAT Directive EU VAT legislation）にかかるため、HMRCは対応していない。2003年から2009年にかけてHMRCによってとられた税制措置は下記である。

2. 2. 1 印紙土地税（Stamp Duty Land Tax : SDLT）に関する改正

印紙土地税は、すべての英国の土地や不動産の購入又は売却にかかる税金である。税率は、不動産が住宅か非住宅か、フリーホールド（所有）かりースホールド（賃借）かによって異なる。イスラム銀行は、利子付きのローンを顧客（個人）に提供することができない。よって、イスラム銀行は、住宅金融については、銀行が不動産を買い、その後不動産を顧客に売却する（ムラーバハを活用した住宅金融）。その後、銀行は、不動産の購入代金を上回る売却代金を顧客から分割で受ける。この取引では、銀行による資産の購入と、売却と2つの契約によって構成されているため、住宅購入時と売却時の2回、SDLTがかかってしまうことが、コンベンショナルのローン取引と比較して不利であった。そこで、2003年財政法73条において、ムラーバハを活用した住宅金融について、契約が個人と金融機関の間で結ばれることや、金融機関が資産を購入した後、顧客に売却することなどの条件がそろえば、銀行が不動産を購入する際の、又は売却する際SDLTが免税とされることとなった¹²。

¹¹ 2007年にIFTTWが設立され、民間のイスラム銀行と意見交換を行った。IFTTWグループは、弁護士や会計士などにより構成され、半年に一度ミーティングを行っていた。これによりHMTが発行した文書が、①the implications of the UK government issuing a sovereign sukuk ②stamp taxes in relation to corporate sukukである。

¹² ムラーバハを活用した住宅金融は、2003年財政法73条において、Alternative property finance:land sold to financial institution and re-sold to individualと定義されている。また、銀行が住宅を購入した際に顧客にリー

2. 2. 2 貸借取引の利益 (Alternative Finance Return) に関する改正

2005年財政法と2006年財政法では、それぞれ、ムラーバハ、ディミニッシング・ムシャーラカを活用した貸借取引に対する税制が新たに整備された。

2005年財政法47条¹³によって、ムラーバハを活用した貸借取引は、法律上、「購入・再販売契約 (Purchase and resale arrangements)」と位置づけられた。コンベンショナルなローンでは、借入を行った顧客が銀行に元本と「利子」を返済するが、イスラム銀行のムラーバハ取引では、顧客が利子の代わりに資産売却時と購入時の差額を「利益」として銀行に支払う。この差額が利益として捉えられると、1988年所得税/法人税法¹⁴において、ビジネスのリターンとして課税対象となるが、2005年の改正により、利益 (Alternative finance return) とされ、ローン取引における利子と同等の扱いを受けることとなったので、非課税となった。

また、ディミニッシング・ムシャーラカ¹⁵は、2005年財政法47条Aにおいて、「代替的金融契約：変動共有持分 (Alternative finance arrangements: diminishing shared ownership)」と定義されている。ディミニッシング・ムシャーラカとは、顧客が頭金を支払い、残りの住宅購入にかかる代金を金融機関が支払うことで開始される金融契約である。金融機関が顧客に住宅の持ち分をリースし、リース料の支払が行われる度に顧客の持ち分が増えていき、支払終了時に持ち分がすべて顧客のものとなる。ここで、顧客が金融機関に支払うこととなるリース料については、コンベンショナルなローンにおける利子と同等とみなされるため、ムラーバハと同じく課税控除対象となるとした¹⁶。

2. 2. 3 損益分配の行われる預金の配当 (Profit Share Return) について

2005年財政法においてムダーラバを活用した預金が定義された。ムダーラバを活用した預金は、銀行(事業者)が預金者(出資者)から資金を預金のかたちで調達し投資を行い、投資により得た利益を預金者とシェアする。同法49条¹⁷において、利益 (alternative finance return) については配当ではなく、利子とみなすこととし、銀行は支払について課税されることがなくなった。更に、2006年には、ワカラ (profit share agency) を活用した預金が定義された。ワカラとは、預金者が銀行を投資エージェントとして指名し、銀行と預金者との間で利益をシェアする。これについても、利益については配当ではなく、利子とみなし、銀行が支払について課税することはないとした¹⁸。

スをするイジャーラ・ワ・イクティナを活用した住宅金融については、同法72条において Alternative property finance: land sold to financial institution and leased to individual と定義されている。また、この印紙土地税の免除は2005年に equity sharing arrangement、2006年に companies へ適用が拡大された。

¹³ (現) Income Tax Act 2007 564C, Corporate Tax Act 2009 503

¹⁴ Section 209(2)(e)(iii) Income and Corporation Taxes Act 1988

¹⁵ ディミニッシング・ムシャーラカは、Home Purchase Plan (HPP)とも言われる。HPPについては、p.9 参照。

¹⁶ S564D ITA2007(2010-2011), s503, s511 TA2009

¹⁷ S564E ITA2007(2010-2011), s505, s513 TA2009

¹⁸ 財政法 2005 年 s49A, s564F ITA2007(2010-2011)s506, s513 TA2009

2. 2. 4 スクーク

スクークは、コンベンショナルな金融でいう債券の代用となる、資産の所有権を表す証書である。債券とは異なり、利子ではなく、資産から発生する利益を投資家に分配する。2007年財政法において、スクークは「代替的金融投資債券 (Alternative Finance Investment Bonds: AFIB)」と定義された。イスラム金融においては、スクークは債権ではなく資産の所有権であることから、資産から発生した収益を投資家に分配する際に配当として扱われてしまうと、配当は Business Tax Bill において課税されてしまう。コンベンショナルの債券において利子が非課税となることと比較して不利であるうえに、有形資産の譲渡が伴う場合に SDTL がかかってしまう。そこで、2007年に財政法 2007年 53条においては、財政法 2005年の A48 と A51 を加え、A48 においてスクークの定義を、A51 においてスクークのクーポンを配当として扱わないこととなった。また、財政法 2009年においてスクークの発行、譲渡、償還に係る SDLT とキャピタルゲイン税が免税となった。AFIB については一般の債券と同じ税制とするとした。更に、Finance Bill 2009 において、印紙税、土地税、キャピタルゲインなどが免税となった。

2. 3 英国のイスラム銀行による取引

英国の場合、イスラム金融取引を既存の法律において定義していないが、税制上の取扱を明確にするために改正された財政法 (2003年、2005年) によって事実上、イスラム金融取引を業として営むことができる機関の範囲が定められている。

財政法では、イスラム金融取引は「Alternative Finance Arrangements : AFA」としてイスラム金融取引が定義された。2005年財政法第 47条ではムラーバハ取引 (ここでは AFA と定義される) の概要と、取引により発生する利益が利子と同等の扱いを受けることが記載されている。同 47条 (2) の取引条件においては、①AFA を提供する機関が金融機関であること、②取引に活用される現物が AFA を行うことを目的として金融機関により購入されること。とされている。この二つの条件は、金融機関による現物の取引と、金融機関以外の機関が行う一般的な現物取引とを区別するために挿入されていると想定される。具体的には、財政法により規制されるイスラム金融取引は、金融機関により行われる取引であり、金融機関以外の機関により提供されるサービスとは区別される。つまり、AFA は金融機関と個人、金融機関と法人の間で行われる取引であるが、どちらかが金融機関であることが条件となる。また、AFA を行うことを目的として金融機関により現物が購入されることが AFA の前提条件となることから、金融機関以外の機関が行う現物取引とイスラム金融機関が AFA を行う目的で行う現物取引は区別される。

また、2005年財政法第 49条における金融機関と預金者が利益を分ける取引 (profit share return) においても、同法第 49条 (1) (a)において預金者が金融機関に預金をすることが前提となる。2005年財政法で定義される上記第 47条と第 49条の取引を行う金融機関は、第 46条 (2) において下記のように定義されている。

- (a) 銀行
- (b) 住宅金融組合 (ビルディング・ソサエティー)

- (c) 銀行又は住宅金融組合の完全子会社
- (d) 1974年消費者信用法 (Consumer Credit Act 1974) によりライセンスを取得した消費者金融業を行う法人 (Person)
- (e) 預金の受け入れや貸付を行うことが英国国外の権威により承認された法人

この金融機関は、The Alternative Finance Arrangements (Amendment) Order 2009 において更に、

(f) 保険会社、(g) 英国国外の当局により承認された保険事業を提供する法人が前述の金融機関の定義に加えられた。

この他にも、2003年財政法第72条のイジャーラ、第72条のムラーバハを活用した住宅金融についても、金融機関と個人の間で行われる取引であると定義されており、ここでの金融機関の定義は、同法第72条(7)において下記とされている。

- (a) 銀行
- (b) 住宅金融組合
- (c) 銀行か住宅金融組合の子会社

結論としては、財政法には、上記に定義される金融機関以外の一般人がイスラム金融取引を行うことが禁じられるといった条項はないが、上記の金融機関以外の一般人が同様のイスラム金融取引を行った場合には、所得税、法人税、キャピタルゲインなどの税金を支払わなければならないといったデメリットが生じる。

なお、外国銀行支店は2005年財政法第46条(2)において、「(e) 預金の受け入れや貸付を行うことが英国国外の権威により承認された法人」に分類され、Alternative Finance Arrangements を行うことが可能である。英国では支店形態の外国銀行と国内銀行の間で、認められる業務範囲に差異はないが、外国銀行がリテール預金業務を行う際などには関連当局 (イングランド銀行及び金融行為監督機構 (FCA)) の承認を得る必要がある¹⁹。

英国で税制改正を経てイスラム銀行により行われることとなった代替的金融取引 (Alternative finance arrangements) は、下記である。

- | | |
|------------------|---|
| ①ムラーバハ | purchase and resale arrangements |
| ②ディミニッシング・ムシャーラカ | diminishing shared ownership arrangements |
| ③ムダーラバ | deposit arrangements |
| ④ワカラ | profit share agency arrangements |
| ⑤スクーク | investment bond arrangements |

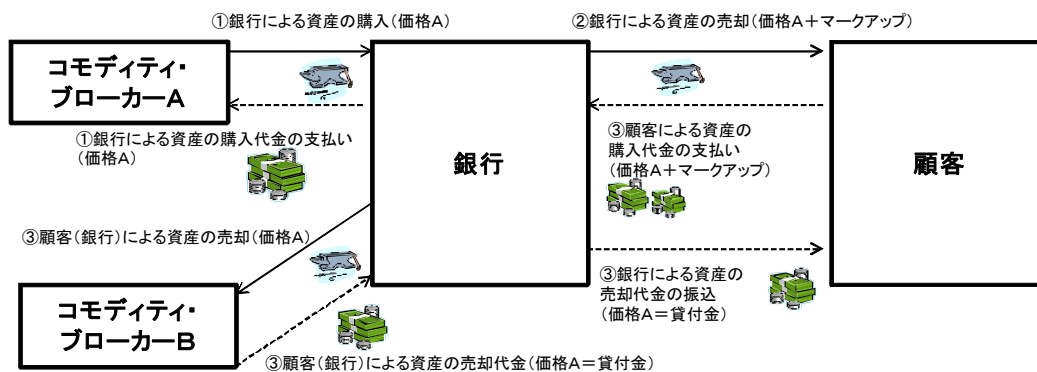
2. 3. 1 ムラーバハ (Purchase and resale arrangements)

ムラーバハはコモディティの売買取引のことをさす。資産を購入した者がその資産に一定の価格を上乗せし、異なる者に売却する。売却と購入は2つの別の取引となるが、実際にはほぼ同時に行われる。売却価格の支払いは一括か分割になる。ムラーバハ取引では、コモディティ

¹⁹ EU銀行統合指令 (EU Banking Consolidation Directive) の下、EU加盟国はEEA (欧州経済領域) の銀行支店以上に優遇する規制を非EEAの銀行支店に適用してはならない。

の購入先、売却先が契約であらかじめ決めることで銀行は資産の保有を回避している。

ムラーバハは、実質的にコンベンショナルなローン取引と同様であるので、貿易金融、資産金融などに活用される。会計上は、資産の売却時と購入時で2回の契約が結ばれるが、2つの契約が同時に行われるため会計上は一つの契約として記録される。預金については預金と表記され、ローン取引においては消費者金融と表記されている。



(資料) 筆者作成

図1 イスラム銀行によるコモディティ・ムラーバハ取引

コモディティ・ムラーバハ取引の例

- ① 借り手は銀行を、資産を購入するエージェントとして指命する。銀行は資産を市場から価格Aで買い、すぐに同じ資産を価格A+マークアップで顧客へ売却する。
- ② 借り手は価格Aより高い価格A+マークアップの資産購入代金を銀行へ後払いする。
- ③ ①の後すぐに、借り手が銀行を、資産を売却するエージェントとして指命し、銀行にコモディティ市場で資産の売却(価格A)を依頼する。
- ④ 銀行はコモディティ市場で資産を売却し、その代金(貸付金)を顧客に振り込む(価格A)。

コモディティ・ムラーバハ取引では、銀行が、顧客との間に、顧客の代わりに資産を購入し売却する契約(エージェント契約)を結ぶ。

市場での資産売買は銀行の名義で行われており、裏付資産は貸付の担保ではない。同取引は、会計上では貸付(financing)とされ、資産売買として記録されるわけではない。

予め資産の購入や売却が契約条件により確保される上、売買は瞬時に行われるため、銀行が資産を保有し続けることはなく、したがって資産のメンテナンスなどのリスクが発生することはない。

上記取引で活用される資産は、シャリア適格な資産であることが条件となる²⁰。売買市場のある資産が望ましいため、一般的にはロンドン金属取引所(LME)で上場取引される金属が対象資産とされる²¹。ただし、資産の売買取引は市場価格を参照して帳簿上で瞬時に行われるた

²⁰ 金やシャリア不適格資産は不可

²¹ マレーシアでは、マレーシア取引所(ブルサ・マレーシア)に上場している粗パーム油がコモディティ・ム

め、実際に現物資産が倉庫から出入りするはないといわれている。イスラム銀行が取引する資産の量は、貸付額に応じて決定される。また利子の代わりとなるマークアップはLIBORが基準指標とされる。

2.3.2 ディミニッシング・ムシャーラカ (diminishing musharakah arrangements)

英国にイスラム教徒が在住していることもあり、シャリア適格なモーゲージについては、英国でイスラム金融が取り入れられた初期から一定の需要があった。

英国でまずイスラム金融のモーゲージが取り入れられたのは、2003年、ムラーバハとイジャーラを活用したモーゲージが regulated mortgage contract として FSA の規制下の契約として紹介された。しかし、ムラーバハが実際に活用されることはほとんどなかった。

続いて FSA は、Home Purchase Plan の取引を規制するために、2006年4月に企画書を発行した²²。この企画書では、ムラーバハ以外のイスラム金融取引を活用したモーゲージ (Home Purchase Plan) として、イジャーラとディミニッシング・ムシャーラカが紹介されている。実際にホーム・パーチェイス・プランは、英国唯一のリテールのイスラム銀行である IBB により提供されている住宅ローンのサービスである。

イジャーラ (リース) 取引は、顧客が指示した住宅を銀行が購入する。そして、顧客が銀行からリース契約の終了時に住宅を購入する契約を結ぶ。同時に、銀行が顧客と共にリース契約を結ぶ。支払が終了した時点で住宅は顧客の所有物となる。一方、ディミニッシング・ムシャーラカは、銀行と顧客が同時に住宅を購入する。例えば、顧客は住宅の価格の 20% を契約時に支払い、後の 80% は銀行が負担する。この場合、法律的な住宅の所有者は銀行であるが、住宅の利用権 (beneficial ownership) を銀行と顧客が分け合うこととなる。顧客が賃料を支払うにつれて顧客の利用権の比率が大きくなり、最終的に支払が完了した時点で所有権が銀行から顧客に譲渡される。



(出所) Moneymadeclear

図2 ディミニッシング・ムシャーラカの概要

2. 3. 3 ワカラ (profit share agency arrangements)

ワカラは多くの場合、顧客が銀行をエージェントとして指名し、エージェントは顧客との契約上の役割を果たし、対価としてフィーを受け取る。一般的に顧客が投資を行うよう銀行を指名し、フィーはエージェントが行う投資から発生する収益から支払われる。全体の収益からフィーを差し引いた利益が顧客に支払われる。

預金取引の多くはムダーラバで行われるが、ワカラが預金取引に活用される場合もある。ワカラを活用した預金では、預金者が銀行を一定の利益を生み出す投資エージェントとして指名する。銀行が投資を行い、預金者に預金と一定の利益を提供する。預金を上回るリターンを生み出した場合は、エージェントがそれを利益として受け取るか、銀行に保管される。ワカラで預金者に支払われるリターンについては、ワカラ契約が Alternative finance arrangements: profit share return に当たるので、ムラーバハと同様、2005年財政法²³において、利子と同じ扱いをうけるが、法改正以前は投資した利益を配当とするので課税対象となっていた。

2. 3. 4 ムダーラバ (deposit arrangements)

ムダーラバとは、出資者と事業者の間で結ばれるパートナーシップの契約である。事業者は出資者の資金を受け取り、経済活動を行い、そこから発生した収益を事前に決めた配分率で出資者と分け合う。事業者は、ビジネスを運営する責任を持ち、損失が発生した場合は（事業者の明らかな失敗が要因でない限り）、出資者が被る。IBB では預金者を出資者とし、銀行を事業体とするムダーラバ契約が預金において活用されている。

2. 3. 5 スクーク (investment bond arrangements)

イスラム銀行はスクークを資金調達目的で発行し、また証券業務としてスクークの主幹事を務め、引受を行うこともある。スクークは一般の債券と異なり、資産の所有権または事業権であり、債務ではない。スクークには、前述したムラーバハ、ムダーラバ、イジャーラなど様々なシャリア適格契約によるスキームを組むことが可能である。一般的なスクークの発行手順は以下である。

- ①オリジネーターが SPV を設置する。
- ②SPV がスクークを発行し、資金を調達する。
- ③SPV は調達した資金でスクーク資産を調達する。
- ④スクーク資産から生み出される利益は投資家にリターンとして分配される。
- ⑤スクークの償還時にスクーク資産を売却し、投資家に償還金を支払う。

前述のように、財政法 2009 年においてスクークの発行、譲渡、償還に係る SDLT とキャピタルゲイン税は免税となった。ただし、この税制措置はスクークが下記のスキームにおいて発行された場合という条件がある。

²³ S49A FA2005 replaced by s564F ITA2007(2010-2011) and s506 and s513 CTA

- ①スクークの投資家が発行体に資金を支払う
- ②スクークの発行体が利益を生み出す資産を明確にする。
- ③スクークの満期を明確にする
- ④発行体は 1. スクークの満期に資産を売却する。
2. 満期時に投資家に償還金を支払う
3. 投資家にその他の支払を行う
- ⑤その他の支払は、適当なローンのリターンを超さない²⁴。

2. 4 英国のイスラム銀行：顧客とプロダクト概要

英国で初めてイスラム銀行が設立されたのは2004年である²⁵。2004年以前も National Bank of Kuwait の英国子会社、West Bromwich Building Society、HSBC や Lloyds がイスラム金融サービスの提供を行っていた。2003年にHSBCがアマナ・アカウントとホームファイナンスプロダクトを初めて提供し、その後 Lloyds TSB が定期預金やホームファイナンスなどのサービスを開始した²⁶。2004年にイスラミック・バンク・オブ・ブリテンがリテールイスラム銀行としてFSAから設立を認可された。前述したように、英国には6行のイスラム銀行と22行のイスラム金融商品・サービスを提供する金融機関がある。イスラム銀行は1行のリテール銀行と5行のホールセール銀行があり、その他コンベンショナルな銀行もイスラム金融サービスを提供している。英国のイスラム銀行のリテール顧客の90%以上はイスラム教徒であると推定される。マーケティングの面でも、テレビや新聞などの宣伝も含めイスラム教徒だけをターゲットとしている。ヒヤリングによれば、実際に顧客は99%ムスリムであるとされている。英国ではイスラミック・ウィンドウの設置が許されているものの、資金がコンベンショナルの金融と混ざってしまう可能性があるため、顧客を説得することが難しかったといわれている。実際に、英国のHSBCアマナは、HSBCによるイスラム銀行サービスのブランド名称であり、独立した会社ではない。一方で、マレーシアのHSBCアマナは別会社となっている。また、イスラム教徒ではない顧客の多くは Ethical investment を望む顧客と考えられている。

スクークの投資家については、英国で仮にスクークが発行されたとしても購入するのは中東か国外の投資家となることが推定される。国内で年金基金が購入する可能性はあるが、投資家の規模はきわめて小さい。

イスラム銀行と投資家としての動向としては、投機的な取引が禁じられていることから、従来は有形資産への投資が基本であり、なかでもタンジブルで価値が安定しているというメリッ

²⁴ 適当なローンのリターンについては、法律上の定義はないが、一般的にコンベンショナルの債券と同じベンチマーク (LIBOR) が使われる。

²⁵ 英国で初めてイスラム金融サービスが初めて提供されたのが、アルバラカ・インターナショナル・バンク (Al-Baraka International Bank, AIB) が英国の Hargrave Securities を買収し、イスラム銀行を設立した1982年である。しかし、設立後にバーゼル監督によりAIBの1人の株主が認められなくなり、イングランド銀行がライセンスを取り上げた。

²⁶ Karim p.23,69

表1 英国のイスラム銀行と設立年

銀行名	FSAによる認可年
Islamic Bank of Britain	2004年9月
European Islamic Investment Bank	2006年3月
Bank of London and The Middle East	2007年7月
QIB UK	2008年1月
Gatehouse Bank	2008年4月
Abu Dhabi Islamic Bank	2012年5月

(資料) 各行ホームページより筆者作成

表2 イスラム銀行商品・サービスを提供するコンベンショナルの銀行名

銀行名	
1	ABC International Bank
2	Ahli United Bank
3	Bank of Ireland
4	Barclays
5	BNP Paribas
6	Bristol& West
7	Citi Group
8	Deutsche Bank
9	Europe Arab Bank
10	HSBC Amanah
11	IBJ International London
12	J Aron&Co.
13	Lloyds Banking Group
14	Royal Bank of Scotland
15	Standard Chartered
16	UBS
17	United National Bank

(資料) GatehouseBank Financial Markets Series, Islamic Finance March 2012 より筆者作成

トがある不動産に投資することが多かった。しかし、今では資産バブルをさけるため投資先も多様化している。特に安全なソブリン・スクークなどへの投資の関心が深まっている。

英国では、リテールに関しては約200万人のイスラム教徒がいるのでビジネスチャンスはある。NS&Iが2007年4月に行った調査では、イスラム金融の預金を利用すると思われる顧客数は35万人であるという。また、Lloyds TSB リサーチは3/4以上のイスラム教徒がコンベンショナルの大手銀行と同じサービスを受ける条件で、シャリア適格な銀行によるサービスを望んでいるという²⁷。ホールセールに関しては、クレジットの問題で借り入れができない銀行や企業などがスクークを発行し、資金調達をするニーズがあると考えられる。

2.4.1 イスラミック・バンク・オブ・ブリテン (Islamic Bank of Britain : IBB)

2004年9月にFSAから銀行として認可された。英国唯一のリテールイスラム銀行であるイスラミック・バンク・オブ・ブリテンは、もともと英国に存在したドイツ系の銀行をカタール政府系投資会社買い取ったことによって設立された。認可以前はイスラミック・ハウス・オブ・ブリテンという名前がついていたが、銀行として業務を開始することを決めた。2011年末時点ではカタール・インターナショナル・イスラミック・バンクが83%を保有している。なおAIM取引所に上場していたが、2011年4月27日付で上場廃止となった。

IBBは現在、定期預金、貯蓄預金、住宅金融、ビジネスファイナンス等のサービスを提供している。ホームページ上にはどのイスラム金融の契約に基づいて商品がオファーされているか

²⁷ http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/england/london/4487749.stm"Our research shows that over three-quarters of British Muslims want banking services that fit with their faith, but they also want all the benefits they have come to expect from a high street bank." また、2002年にハワードデイビスFSA元長官は、英国のムスリムは平均10億ポンドの貯金を有しているという。

表3 各イスラム銀行のサービス

	銀行名	リテール	ホールセール						
		預金・個人金融	アセット マネジスト	不動産	コーポレート ファイナンス	キャピタル マーケット	プライベート バンキング	プライベート エクイティー	アドバイザー
1	Islamic Bank of Britain								
2	European Islamic Investment Bank								
3	Bank of London and The Middle East								
4	QIB UK								
5	Catehouse Bank								

(資料) 各行ホームページより筆者作成

が記載されている。リテールのイスラム銀行が調達サイドで活用する契約は、カルド（預金者による銀行への無利子の貸付）、ムダーラバ（損益分配）、ワカラ（エージェンシー）がある。

IBB はムダーラバとワカラの2つのイスラム金融サービスにより預金口座を顧客向けに開いている。ムダーラバとは、エクイティーベースの契約で、顧客が出資者となり、銀行が事業者となり共同でビジネスを行い、発生した収益を事前に決められた分配率で顧客と銀行が分け合う契約をいう。事前に決められた分配率は Profit Sharing Ratio と呼ばれ、ウェブに記載されている。一方、ワカラは、エージェンシー契約であり、顧客が銀行を投資のエージェントとして指名する。銀行はエージェントとしてフィーを受け取るとともに、顧客に投資の利益を支払う。顧客向け資料には Expected Profit Rate が記載されている他、銀行は過去に顧客に支払われた配当率を Actual Profit Rate としてウェブに載せている。

イスラム銀行は顧客のローンの提供において支払い遅延に対する利子の撤収ができないが、支払い遅延で発生したコストを顧客からフィーとして撤収することがある。しかし、撤収されたフィーは寄付されることとなっている。(IBB の寄付金は2010年末200ポンド)
 シャリア学者がプロダクト別の証書を発行しており、各イスラム金融の取引に基づいて商品がオファーされていると承認している。また、IBB では年に一度アニュアルレポートにおいてシャリア・コミッティーの代表がイスラム銀行の業務がシャリア適格であると承認する報告書を出している²⁸。

表4 IBB が提供するイスラム金融サービスと概要

プロダクト名	イスラム金融契約	概要
Current account	Qard	預金は銀行によりシャリア適格な投資先に投資される。リターンは付かない。預金者が銀行に貸付を行うかたちで、いつでも引き出すことができる。
Savings accounts	Mudaraba Wakala	預金8.5万ポンドまで預金保険(FSCS)が適応される。Profit Rateに従ってリターンが預金につく。ムダーラバについては、Profit Sharing Ratioに基づき、利益が預金者に支払われる。過去の分配された利益は、Actual Profit Rateとして記載される。ワカラについては、定期預金でリターンがムダーラバより高い。
Home Purchase Plan (Housing property) Buy To Let Purchase Plan(Business Property)	Diminishing Musharakah Ijarah	銀行が顧客に住宅の持ち分を売却する。顧客が賃料を支払うに従って顧客の住宅の持ち分が増加していく。支払が終了した時点で住宅の所有権が顧客に譲渡される。

(資料) IBB 開示資料より筆者作成

²⁸ IBB はザカート（喜捨）の支払を行っていない。

2.4.2 バンク・オブ・ロンドン・アンド・ザ・ミドルイースト (Bank of London and the Middle East : BLME)

BLME は、2006年8月に現 CEO のパーシー・ハンフリーとクウェートのイスラム銀行、ブビヤン銀行 (Boubyan Bank) によりスポンサーを受け、“House of London and The Middle East”/“United House of Britain plc”として設立された。2007年7月に FSA より認可を受け、ホールセール銀行として設立される。BLME は現在、欧州最大のホールセール銀行サービスを提供するイスラム銀行で、英国内に5行の支店を設けている。

イスラム銀行を通じて欧州、中東、北アメリカの市場の架け橋となるビジネスの拡大を目指す。また、富裕層向けビジネスも行う。主な業務は、①コーポレート・バンキング、②トレジャリー、③ウェルスマネジメント (プライベート・バンキング、アセット・マネジメント) である。4人により構成されている Shariah Supervisory Board (SSB) をもつ。クウェートのブービヤンバンクが20%を保有しており、その他、金融機関、投資銀行、BLME の従業員などが株主である²⁹。

2.4.3 ヨーロピアン・イスラミック・インベストメント・バンク (European Islamic Investment Bank: EIIB)

2005年に IBB の設立者がホールセール部門でのイスラム金融ビジネスを展開するために設立した銀行。2006年3月に FSA から英国初のイスラム投資銀行としての認可を受けた。バーレーンに支店を設けている。株主は中東や欧州のイスラム銀行を初めとする金融機関や個人投資家と欧州の個人投資家と機関。中東と北アメリカとの間でビジネスを行う。スクークの他、プライベート・エクイティ、アセット・マネジメント、シャリア・アドバイザー業務を行っている。

2.4.4 ゲートハウス・バンク (Gatehouse Bank)

2008年4月21日に設立。大株主はクウェートの Securities House KSCC。不動産投資、トレジャリー、シャリア・アドバイザー業務を中心とする。

2.4.5 カタール・イスラミック・バンク (Qatar Islamic Bank :QIB)

カタールのイスラム銀行の子会社で、2008年1月末に設立される。(European Finance House Limited から2010年7月末に Qatar Islamic Bank UK plc に変更) アセット・マネジメント、コーポレート・ファイナンス、リアル・エステート、トレジャリー業務を行う。英国に支店を設けることで欧州での事業拡大を狙う。英国外には、マレーシアとレバノンに支店を設ける。

2.4.6 HSBC アマナ (HSBC Amanah)

HSBC は、英国に在住するイスラム教徒を対象にしたサービスを提供している³⁰。このサービ

²⁹ 株主が払うザカートの金額を計算して Zakat Certification としてウェブに載せている。

³⁰ HSBC は、2012年10月に英国を含む6カ国での Amanah オペレーションを停止した。

スは英国内の HSBC の支店であればどこでも受けることができる。提供されているサービスは、Amanah Bank Account と Amanah Home Finance である。

Amanah Bank Account は、HSBC Amanah Central Shariah Committee により承認されたプロダクトで、利子が支払われない当座預金である。銀行によりコンベンショナルの資金とは別に保管され、利子を生み出す投資に使われることはない。また、当座貸越のサービスはない。

また、Amanah Home Finance はディミニッシング・ムシャーラカの形式による住宅金融サービスである。銀行が住宅を購入し、顧客にリースする。支払いが終了した時点で住宅は顧客の所有となる³¹。

2. 5 イスラム金融機関に関するリスク

イスラム金融機関が抱えるリスクは、コンベンショナルの金融機関と同様、基本的に信用リスクである。イスラム金融機関特有のリスクと言えるシャリア・リスクは、シャリアの規制が国家間で異なること、経験のあるシャリア学者の数が少ないこと、シャリア・ボードの設置ができて、その後プロダクトの承認やシャリア・レビューを継続的に行うことが可能かどうか、といった問題から発生しうる。しかし、セオリー上で存在することで、実際にその影響は大きくないとも言われている。

各イスラム銀行の年次報告書には、それぞれリスクに関する条項があるが、各銀行によって開示しているリスクの内容が異なる。例えば、IBB の年次報告書には、銀行のリスクは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、シャリア・コンプライアンス・リスク、コンセントレーション・リスクとある。シャリア・リスクについては、提供されている商品やサービスがシャリア不適合となった場合に発生する損失についてとある。リスクの対応としてシャリア・コミッティーの設置や毎日のシニア・マネージャー・シャリア・コミッティーによる監督などが記載されている。EIB については、シャリア・リスクに関して年次報告書に記載していないが、ピラー3 ディスクロージャーにおいてリスク・コミッテーストラクチャーの中に、シャリア・ボードについての記載をし、銀行のオペレーションがシャリアに適っていることをアピールしている。また QIB は、シャリア・リスクをピラー3 開示事項に記載している。また、Interest Rate Risk の中に、“Profit Rate Risk”の条項を加え、投資家にリターンが変動することのリスクについての説明を加えている。

2. 6 会計制度

英国では国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) が会計基準として取り入れられており、イスラム銀行独特の会計制度というものはない。一方で、イスラム金融サービスボード (Islamic Financial Services Board : IFSB) やイスラム金融機関会計監査機構

³¹ ファイナンスレートは LIBOR にリンクされている。また、Bank of England Base Rate の 2.5% を超えることはない。

(Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions : AAOIFI) が公表している会計基準は諸国で取り入れられているものの、英国に置いては取り入れられておらず、英国のイスラム銀行等がそれらに従事しなければいけないといったこともない。したがって英国イスラム銀行の財務諸表では、一般の金融機関とほぼ同様の形式で作成されている。例えば、英国ではイスラム金融がコンベンショナルの金融と同等に扱われることから、ムラーバハのマークアップは利子と解されている。英国唯一のイスラム銀行である IBB の財務諸表は下記の通りである。

表 5 IBB の財務諸表 (単位 : ポンド)

IBBの貸借対照表(2011年末時点)			
Asset		Liability	
Cash	851,438	Deposits from banks	905,016
Commodity Murabaha and Wakala receivables and other advances to banks	143,864,701	Deposits from customers	195,190,008
Consumer finance accounts and other advances to customers	886,235	Other liabilities	3,778,785
Net investment in HPP	61,316,346	Total Liabilities	199,873,809
Net investment in Commercial Property Finance	7,107,440	Equity	
Property and equipment	1,586,974	Called up share capital	25,464,700
Intangible assets	349,362	Share premium	54,806,652
Other assets	980,979	Retained deficit	-63,247,007
		Profit stabilisation reserve	45,321
		Total Equity	17,069,666
Total Asset	216,943,475	Total Equity and Liability	216,943,475

IBBの損益計算書(2011年末時点)			
Revenue		Expense	
Income receivable from Islamic financial transactions	3,312,452	Net impairment loss on financial assets	-37,119
Returns payable to customers and banks	-1,486,207	Personnel expenses	-4,193,850
Net income from Islamic financing transactions	1,826,245	General and administrative expenses	-5,352,534
fee and commission income	357,376	Restructuring costs on closure of branches	-832,822
fee and commission expense	-66,682	Depreciation	-585,913
Net fee and commission income	290,694	Amortisation	-135,190
Operating income	2,116,939	Total operating expenses	-11,137,428
		Loss before income tax	-9,020,489
		Income tax credit	21,551
		Loss for the year	-8,998,938

(資料) IBB2011 年年次報告書より筆者作成

2. 7 監督体制

英国における金融機関は金融サービス機構により監督される。唯一の監督当局としての金融サービス機構設立以前は、異なる金融市場がそれぞれの当局により監督されていた。例えば、1987年銀行法 (Banking Act 1987) においてはイングランド銀行 (Bank of England : BOE) が銀行の監督を行い、旧金融サービス法 (Financial Services Act 1986) において証券投資委員会 (Securities and Investment Board : SIB) が投資サービスの監督を行うこととされていた。その後、1990年代には、銀行規制・監督の効率を高め、コストを削減し、金融監督を国際レベルにするために、一つの監督局の創設が企画された。まず、1998年イングランド銀行法 (Bank of England Act 1998) において、銀行規制と監督の権限が BOE から FSA に譲渡された。更に、1997年に FSA が SIB を代行することとなった。その後 2000年金融サービス市場法の制定によって 1982年保険会社法、1987年銀行法、1986年金融サービス法が廃止され、FSA がすべての金融サービスを監督する唯一の当局となった。

また、英国政府は、金融危機後、さらに監督体制を改革し、イングランド銀行にマクロプラウデンス政策を担う金融安定政策委員会 (Financial Policy Committee : FPC) を設け、BOE の子会社としてミクロプラウデンス規制を担うプラウデンス規制機構 (Prudential Regulation Authority : PRA) と BOE から独立した消費者保護・市場規制を担う金融行為監督機構 (FCA, Financial Conduct Authority, FCA) を設けることを決めた³²。

2000年金融サービス市場法には「銀行」という明確な定義はないが、同法 22 条において、金融機関が行う業務は、規制対象業務 (regulated activities) とされている。また、同法 19 条によれば、規制対象業務を行うものはすべて金融サービス機構による認可業者 (authorized person) でなければならないとあり、19 条の違反は犯罪行為となる³³。つまり、預金、投資顧問、保険等の規制対象業務を行う機関はすべて金融サービス機構が監督することとなっている。また、EU 銀行統合指令 (Banking Consolidation Directive) においても銀行の定義はなく、銀行は金融機関 (credit institution) の一カテゴリーとして位置づけられる。同指令によると、金融機関は、国民から預金を受け入れ、貸付を行う認可業者であるとされている。

2. 7. 1 イスラム銀行の監督体制

英国のイスラム銀行は預金受入業務を行うので、コンベンショナルな銀行と同様に、金融サービス機構 (FSA) による規制対象業務を行う銀行に相当する。実際に、英国で初めて設立されたといわれているイスラム銀行、イスラミック・バンク・オブ・ブリテン (IBB) は、定期預金、貯蓄預金等を提供している。FSA は現在、IBB を含む 6 行のイスラム銀行を認可業者としている。また、英国にはコンベンショナルの銀行がイスラム金融商品・サービスを提供するイスラミック・ウィンドウが存在するが、ホールセール、リテールに限らず、コンベンショナルの銀行がイスラミック・ウィンドウを開設する際には、取得済みの認可以外に新たな申請を行う必要はない。しかし、コンベンショナルの銀行が子会社又は別の法人によりイスラム金融商品・サービスを提供する場合は、別途認可が必要となる。

英国内において FSA により規制されるすべての金融機関は、出身国やコンベンショナルかイスラム銀行かなどの区別と関係なく、金融サービス市場法の対象となる。これは、ハワード・デイヴィス元 FSA 長官が発言した、イスラム金融についての「障害をなくし、優遇もしない」という方針と、イスラム金融とコンベンショナルな金融を同等に扱う「レベル・プレイング・フィールド」という政府のモットーに沿ったものである。そして、FSA はシャリアに関する規制は一切行わない。例えば、英国のイスラミック・ウィンドウ (例：HSBC のアマナ勘定など) は他の国と異なり、子会社化されていないため、資金がコンベンショナルのものと混ざっており、シャリアの観点から問題であるが、FSA はこれに関して特に規制や指導などはしていない。

³² 小立敬「英国の金融規制システム改革法—マクロプラウデンスに重点を置いた体制構築—」『野村資本市場クォーターリー』2012年夏号参照。

³³ 2000年金融市場サービス法制定前の 2009年銀行法 (Banking Act 2009) では、銀行は 2000年金融サービス市場法第 4 編において預金の受け入れという規制対象業務を行うことを認可された英国の機関とされている。

なお、2013年以降には、英国の銀行監督当局がFCAとPRAとに分かれる。今後両当局は、金融サービス機構と同様のアプローチでイスラム金融機関を監督することになると見られる³⁴。例えば、FCA金融サービス機構は、他の銀行同様に、イスラム銀行の商品やサービスの提供が顧客にとって明確になされているかを監督し、PRAは、プルーデンス規制を行う。

2. 7. 2 シャリヤと英国法

英国でシャリヤに関する規制が行われないこと、イスラム金融を統一するシャリヤのスタンダードが作成されない理由としては、①英国監督当局は宗教的な機関ではないため、②シャリヤの解釈はひとつではないため、③厳格な規制の作成により市場の発展を防ぐことを避けるためである。これ以外にも、英国におけるシャリヤ学者の数の不足も一因といえるだろう。実際に英国には5行のイスラム銀行しかないが、1人のシャリヤ学者が2～3行のシャリヤ・ボードを同時に務めている状況である。

しかし、FSAはHPPについては、シャリヤ学者の名前を記載し、シャリヤ学者がHPPのプロダクトをシャリヤ適格であると承認することを義務づけている。これは、一次開示資料(The Initial Disclosure Document: IDD)として定められたものである。FSAは2006年10月に発行した政策文書において、顧客が銀行の提供するサービスを明確に把握するために、シャリヤの適格性を1人以上の学者が承認していることを記載し、シャリヤ学者の名前も記載することとした³⁵。

銀行が顧客と結ぶ契約がシャリヤに準拠しているかどうかは、英国法では規制されない。一方で、英国裁判所でシャリヤ不適格として訴訟が行われた事例が過去に数件あり、いずれのケースでも、シャリヤが英国法で取り上げられないことが示された。

表6 イスラム銀行のシャリヤ学者

	IBB	EIB	BLME	QIB	GHB
1 Dr.Abdul Sattar Abu Ghuddeh	●	●		●	
2 Shaikh Nizam Yacoobi	●	●		●	
3 Mufti Abdul Kadir Barkatullah	●				
4 Dr.Abdul Latif Al Mahmood		●			
5 Shaikh Dr.Abdulaziz Al-Qassar			●		●
6 Shaikh Dr.Esam Khalaf Al-Enezi			●		●
7 Shaikh Dr.Mohammed Daud Bakar			●		
8 Shaikh Dr.Mohammed Imran Usmani			●		
9 Sheikh Walid Ben Hadi				●	
10 Mufti Muhammad Nurullah Shikder					●

(資料) 各行開示資料より筆者作成

³⁴ The Financial Conduct Authority Approach to Regulation June 2011, 3.28 項

³⁵ <http://www.hsbc.co.uk/1/2/amanah-shariah-home-finance>

シャミルバンクとベキシムコ社 (2004年) :

2004年に、資金の貸し付けを行ったバーレーンのシャミル・バンク (Shamil Bank) と借入を行ったバングラデシュの医薬品の製造、輸出入を行うベキシムコ社 (Beximco Pharmaceuticals Ltd) の間で起きた事件。1995年にムラーバハを活用したローンでベキシムコ社は運転資金の借入を行った。その後、ベキシムコ社はデフォルトに陥ったが、ムラーバハ契約は実質利子のつくローンであり、シャリアに反しており、契約が無効であると控訴した。判決は、ムラーバハ契約はシャリアにより規制されておらず、英国法に準拠した契約であるとなった。ベキシムコ社は、シャリアに関する議論を持ち込み、デフォルトを回避することができなかった。

TIDとブロム銀行 (2007年) :

2007年10月、レバノンの銀行、ブロム銀行 (Blom Developments Bank SAL) がクウェートの投資会社 The Investment Dar Company KSCC (TID) に対し1千万USドルのワカラ契約に基づく貸付を行った。イスラム銀行は利子の支払いの代わりに期待収益 (Expected Return) を支払うこととされた。その後、貸付の満期になった際、元本と期待利益を支払えなくなったTIDは、ワカラ契約自体がシャリア適格ではないため、銀行の取引自体を無効として訴訟を起こした。判決は、TIDにブロム銀行への元本の支払いを命じるものとなった。

上記の2つのケースでは、1990年契約 (準拠法) 法 (Contracts (Applicable law) Act 1990) において、適格な準拠法が英国法か他国の法律となっており、シャリアというプリンスプルは国家の法律ではないため契約の準拠法となりえないといった理由が述べられており、シャリアが英国裁判所で扱われないことが判例といえる。

2. 7. 3 預金者保護、銀行と顧客の関係に関する議論

2000年金融サービス市場法 (FSMA2000) によれば、英国FSAの規制目的は、市場の信認 (第3条)、公衆の認識向上 (第4条)、消費者の保護 (第5条)、金融犯罪の減少 (第6条) である。同法は、第4条と第5条において預金者の保護を金融機関に確保させている。第4条の目的は、様々な投資やその他の金融取引のベネフィットとリスクに関して知識の向上を図り、適切な情報提供と助言の提供を行うことを通じて金融システムの理解を促進すること、そして第5条の消費者保護の目的は、様々な投資やその他の取引について異なるリスクの度合い、様々な規制業務に関して様々な消費者の経験や専門知識の異なる度合い、助言や正確な情報に対する消費者のニーズ、消費者の自己責任原則という一般原則を考慮して適切な程度の消費者保護を確保することである³⁶。第5条の適切なレベルとは、消費者の金融事業に対する経験や金融機関にかかるリスクなどにより異なる。

また、英国では、FSAが設立される以前から、プリンスプル・ベース (原則主義) の規制が取り入れられ、尊重されている。中でも、FSAは顧客本位原則 (Treating Customers Fairly : TCF)

³⁶ 小立敬「英国FSAにおけるプリンスプル・ベースの実践としての顧客本位原則の取り組み」『野村資本市場クォーターリー』2008年冬号

というプリンシプルに重点を置いている。TCFとは、「顧客の利益を適正に考慮し、顧客を構成に取り扱わなければならない」という優れた規制原則（Principles of Good Regulation）の原則6を表しており、FSAはリテール投資家と関わるあらゆる場面において、認可業者がTCFを遵守することに強い政策的関心を寄せている³⁷。

このように、顧客に提供するサービスや商品の説明を明確に行うことは、イスラム銀行にも要求されるが、規制当局がコンベンショナル金融における顧客本位原則やそれに基づく規制をイスラム金融に当てはめようとする、以下の問題が出てくる可能性がある。

まず、イスラム金融の仕組みが独特であるため、必ずしもコンベンショナルな金融の既存の規制があてはまるわけではない。また、ムシャーラカ、ムダーラバ、ムラーバハといった定義は、金融商品自体の定義ではないということがある。イスラム金融用語の解説などは各イスラム銀行のホームページで確認できるが、どのイスラム金融用語がコンベンショナルな金融においてどの用語に当てはまるのかは記載されていない場合がある。すなわち、イスラム金融商品又はサービスは比較的新しいものであり、顧客によって簡単に理解されるものではないので、適度な情報開示が必要となる。また、上記のTCFイニシアティブを考慮すれば、例えば、銀行が提供する商品をシャリア適格として売り出し、その後シャリア不適格であると判明した場合には、不適当な情報を顧客に提供したことになる。FSAは、認可業者のTCFプリンシプルに対する違反は適格性が問われる重大な問題であると考えている³⁸。

FSAによるイスラム金融商品の認知度向上の取り組みとしては、消費者情報ウェブサイトであるMoneyadeclearによる解説などがある。FSAはシャリアに関する監督はしないが、Moneyadeclearにおいてイスラム金融プロダクトの紹介、リスクや利点などを明確に紹介している。実際に、2007年3月にホーム・パーチェイス・プランに関するパンフレットが作成され、5000部のコピーが分配された。現在でも、Moneyadeclearのホームページでホーム・パーチェイス・プランの説明が英語、アラビア語、ベンガル語、ウルドゥー語の四カ国語での説明が見られる³⁹。また、金融用語の説明がされている「Moneyadeclear」の冊子は英国のイスラム銀行に置かれている。そこには、Shariah accountの説明があり、脚注にはFSAが銀行や住宅金融組織がイスラム法（シャリア）に沿っているかどうかは監督せず、個人の責任であると記載している。

2. 7. 4 プルーデンス（安定性、健全性、流動性）

英国銀行のプルーデンス規制は、1998年イングランド銀行法により、イングランド銀行から金融サービス機構に移行された。FSAの健全性規制もコンベンショナルの銀行と同様にイスラム金融に対するセーフティーネットが必要とされている。イスラム金融の分野において特に議論となるのが、最後の貸し手として中央銀行が利子を使わない銀行間貸借取引をイスラム銀行と行うこ

³⁷ 同上

³⁸ 同上

³⁹ http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100202100434/http://moneyadeclear.fsa.gov.uk/tools/publications/publications.html#buying_a_home

とができるかどうかである。英国の場合、6ヶ月間以上1千万ポンドを負債として有する預金を受け取る機関（イスラム銀行を含む）は、1998年イングランド銀行法において、BOEに無利子の預金をすることが義務づけられている。

コンベンショナルな銀行は、銀行間ローンや短期証券を売買することで流動性を管理する。銀行間ローンでは利子がついてしまうため、イスラム銀行は銀行間ローンの代わりに、コモディティ・ムラーバハを活用し、流動性を管理する。更に、英国では利子が付く短期証券を購入できないイスラム銀行の流動性管理ツールとして、英国ソブリン・スクークの発行が企画されていたが実現しなかったため、英国のイスラム銀行は、サウジアラビアのイスラム開発銀行（IDB）の発行するスクークを購入するかのどちらかで流動性を管理することが許された⁴⁰。

2. 7. 5 資産運用、証券保有

一般の債券は利子の受け払いを伴うため、イスラム金融では、債券に代わってスクークの発行が必要となる。スクークは調達資金を資産の購入や事業などへの投資にあてる資金調達手法として活用される証書である。スクークの所有者は、裏付けとなる資産や事業の分割された所有権を所有することとなる。

英国ではまず、スクークが国内のどの規制にあてはまるかについての議論が行われた。英国外では AAOIFI（イスラム金融会計及び監査機構）がスクークのスキーム別ストラクチャーの定義などを行っているが、現在英国内では適用されず、同様なスタンダードも国内には存在しない。英国では既存の法律にスクークを当てはめ、債券との発行におけるコストを同等にするための税制改正が行われた。

定義の議論については、スクーク・ムダーラバが2000年金融サービス市場法において集合投資スキーム（Collective Investment Scheme、CIS）に分類されるのか、債券と分類されるかが議論となっていた。CISは2000年金融サービス市場法の235条で定義されており、投資家から資金を集めて運用する設定をした商品・出資金や発生した利益や収入がプールされること、日々の運営は出資者以外が行うことといった条件が設定されている。スクーク・ムダーラバをこの定義にあてはめたとしたら、スクーク自体が売り出される際にFSAハンドブックの規定に沿わなければいけないこと、英国内又は英国からスキームの運営を行う者が2000年金融サービス市場法で認可されたものでなくてはならないことが条件となる。債権者の権利が2000年金融サービス市場法の規制対象業務に関する命令（Regulated Activities Order）第77条の債務の定義にあてはまる場合は、デットとなるため、スクークはCISにはあてはまらない（FSA paper P.25）。

税制改正については、前述したレベル・プレイング・フィールドをモットーに、国内でのスクーク発行のコストを一般の債券と同等とする対策が取られた。具体的には、2007年財政法において、スクークが“Alternative Finance Investment Bonds”（AFIB）と定義された。更に、2009年財政法において、印紙税、土地税、キャピタルゲインなどが免税となった。

⁴⁰ FSA 09/16 Strengthening liquidity standards including feedback on CP08/22, CP09/13, CP09/14, October 2009, 8.23 条

英国のイスラム銀行の6行のうちの5行がホールセール銀行サービスを提供しており、スクークの発行・引受は銀行の重要なビジネスである。もちろんイスラム銀行以外のコンベンショナルの銀行もスクークの発行・引受を行う。英国内でスクークが発行された事例は少額のスクーク1件を除きないと言われているが、2012年8月時点で、国外で発行された38件のスクークがロンドン取引所に上場している。ロンドン取引所で初めてスクークが発行されたのは2006年7月である。重複上場としてブルサ・マレーシア（マレーシア取引所）などと共に上場されているケースもある。スクークを上場させるにあたっては、一般の債券と同様に UK Listing Authority (UKLA) に申請する。EU 指令又は FSA 上場規則による。また、ロンドンではスクークのセカンダリー市場も存在する。

更に英国では、スクークのプライシング・ベンチマーク、市場の流動性向上、ロンドンのスクーク市場の発展などを目的としてソブリン・スクークの発行が予定されていた。

ソブリン・スクークの発行について英国サービス機構が本格的に議論をしたのは2007年であった。2007年12月に、財務省は「ソブリン・スクーク（スターリン建て）発行」という市中協議文書を発行した。政府はコンサルテーションペーパーの発行の結果、格付け機関、コンサル、法律事務所などを含む41のコメントを受けた。その後2008年6月に対応を正式に公表している。

ちなみに、2007年4月に Ed Balls 議員が財務省と DMO が IFEG (Islamic Finance Experts Group) と協力しながらソブリン・スクークの発行を検討するとした (Feasibility study)。しかし、2008年11月の国家予算案では、現時点ではソブリン・スクークを発行するメリットがないとあり、見送ることとなった。金融危機の影響を受け、ソブリン・スクークの発行が政府の優先事項でなくなってしまったのが最大の要因と考えられる。

現在でも英国がソブリン・スクークを発行する話題が出ることもあるが、実際にそのような計画があるわけではない。

2. 7. 6 マネーロンダリング

英国のイスラム銀行は、既存の銀行と同等に規制・監督されることで安全性をもたらす効果が期待される。マネーロンダリングは、2007年12月に Money Laundering Regulation 2007 (EU's Third Money Laundering Directive) が制定され、FSA により規制される金融機関（モーゲージブローカー、損害保険、損害保険仲介業者を除く）すべてが対象となっている。マネーロンダリングとは、不正な目的で使われる資金や資産について不正でないようにみせる行いであり、テロへの支援金もその一部にあたる。英国では2012年4月に初めて IBB が送金サービスを提供した。特にイスラム銀行がマネーロンダリングの疑惑を受けたケースは今までないが、送金のサービスなどが提供されているため、FSA は一般の銀行同様に監督する。

2. 7. 7 早期是正措置、破綻処理と預金保険

英国のイスラム銀行が提供する預金のサービス（ムダーラバ、ワカラ、ムラーバハ）は、利

子が支払われるコンベンショナルな預金（Deposit）と同様に規制されているものの、金融取引の本質は異なっている。シャリア上、ムダーバは資金を持つ者と事業体が損益分配を約束する投資が伴うパートナーシップ契約である。また、ワカラについては資金を持つ者が事業体をエージェントとして指名し、エージェントが生み出した利益の一部を受け取る契約である。さらに、ムラーバは資産の売買が伴う契約で、事業者が出資者の代わりに資産の売買を行う。イスラム銀行は、シャリア上、出資者と事業体という関係である契約を銀行の預金者と銀行という関係に当てはめることになる。イスラム銀行では預金者が出資者となるため、実質的には預金者が投資を行うことになる。そこで、預金者が出資として銀行に渡す資金が預金保護で保証されてしまうと契約自体が投資ではなくなってしまう、シャリア適格でなくなってしまうのかという議論があった。

IBB が英国において初めて設立される際に、預金者保護についての議論が行われた。ちなみに、IBB 設立時には、イスラム銀行という商標をつけてもよいかという議論もあり、政府側にはイスラミック・ハウス・オブ・ブリテンという名にするという案もあったものの、IBB が銀行として開業することを希望し、認められた経緯がある。結論としては、基本的に預金保険はすべての預金に適用されるが、(IBB の) 預金者が希望すれば、個人的に受け取らないことも認めることとした（オプト・アウト方式）。つまり、イスラム銀行が取り扱う預金は、英国法上、投資ではなく、預金として定義されることとなった。

2008 年に英国金融サービス機構が行った議論においては、上記の手法で実際に問題がないかを確認するとあるが、実際にイスラム銀行に取り付けが起こったケースや破綻したケースが存在していないため、前例はなく、今でもオプト・アウト方式を通じて預金保険が適用されることがとされている。

なお、英国の銀行は、1979 年銀行法（Banking Act 1979、現:Banking Act1987）の 21 条において、預金保険の適用が義務づけられた。現在は 2000 年金融サービス市場法の下、金融サービス保証機構（Financial Services Compensation Scheme Ltd : FSCS）から、一金融機関あたり預金者一人あたり 8 万 5 千ポンドまで 100%の保険を受けることができる。また投資についても、一金融機関あたり投資家一人あたり上限 5 万ポンドまで補償される。

また、英国のイスラム銀行の多くのサービスが、顧客との損益分配が基本としている中で、損失を出したときの対処法として、銀行側では利益準備金（Profit Stabilization Reserve : PSR）を設けている。IBB が顧客向けに利益分配方式を説明している資料（ウェブサイト）によれば、同行は現在、純利益の最大 20%を分配前に控除するとしている。

IBB のホームページには、要求払預金口座（On Demand Savings Account）の商品解説のページにおいて、太字でスペシャルコンディションに関するパンフレットを読むようにとある。そのパンフレットの条項 6 損益（Profit & Loss）には、英国法規制上、損失が発生した場合は、その損失を埋める義務があり、預金として与った全額を払い戻すことになるが、顧客はそれを拒否することができる」と記載されており、FSCS を適用できるとある。更に、条項 6.5 には、シャリア学者がもし損失が出た場合に全額を受け取ったとしたら預金者の契約がシャリア不適格と

なると記載している⁴¹。

2. 8 考察

英国のイスラム金融の発展のアプローチは、国際金融ハブを目指し、国内の金融サービスの多様化をはかるもので、国内に呼び込むイスラム銀行が既存のコンベンショナルな銀行と比較して不利となる税等を排除する、レベル・プレイング・フィールドの確立であった。英国は取引のコストをコンベンショナルの取引と同等とするための税制改正を行い、国内でのサービスの提供を可能とさせた。

イスラム銀行は、英国唯一の監督当局である FSA により監督され、情報開示規制、会計制度を含むすべての金融規制が、コンベンショナルな銀行と同様に適用されている。2004 年に初めてリテールのイスラム銀行である IBB が設立されてから、監督体制は変わらず、国内では特にシャリアなどが問題となった事例はみられていない。2013 年には、FSA の監督機能が PRA と FCA に分かれることになるが、イスラム金融に対する規制・監督体制は、今までと同様の考え方が維持される見通しである。

また、英国規制下にあるイスラム銀行は、顧客本位原則において、消費者保護の対応がなされている。預金保険の適用については、出資金が保証されてしまうといったシャリアに矛盾する点が問題となったが、預金者が保険金を受け取らないという選択ができることと決めた。

FSA は、イスラム銀行が提供する商品やサービスの内容を顧客に明確に伝える義務を課しているが、それでもイスラム銀行の商品・サービスは一般の英国の国民にとっても馴染みのないものといえる。それは、英国のイスラム銀行が 200 万人のイスラム教徒という少数の顧客をターゲットとしていることだけが理由ではない。FSA によるイスラム金融商品・サービスの紹介があまり具体的に行われていないことは課題として指摘できる。例えば、イスラム金融の基本的なスキームの説明をわかりやすく顧客に解説する資料については、ホーム・パーチェイス・プラン以外のサービスについては行われていない。調達サイドでイスラム銀行がどのような事業に取り組んでいるのかが広く知られるためには更なる取り組みが必要であるだろう。

また、英国におけるイスラム金融への関心は、金融危機の影響を受けた後に弱まっていると指摘されている。一方で、2012 年に入り、新たにアブダビのイスラム銀行が英国内に設立されるなど、中東の金融機関の英国進出の動きは必ずしも止まっておらず、中長期的にはイスラム金融市場の回復も期待される。グローバルに成長を遂げるイスラム金融を取り込むべく、英国が再び国内でのイスラム金融の法規制の充実について取り組むことになるかが、注目されよう。

⁴¹ Islamic Bank of Britain, On Demand Savings Account, Special Conditions p.6

3. マレーシア

3. 1 マレーシアにおけるイスラム金融の発展

マレーシアのイスラム金融は、イスラム国家としての政治的背景やイスラム教徒人口が多いことから、1963年の巡礼基金創設など国内でイスラム金融機関を設立したいという内部的需要と、1970年代半ばからの中東のイスラム銀行の進出等の外部的要因により、発展を遂げてきた。マレーシアでは、2010年時点での人口約2,830万人のうち、約61%がイスラム教徒であり、また、ブミプトラと呼ばれるマレー系の人種である⁴²。国内のイスラム教徒のニーズもあり、英国とは異なり、マレーシアで初めて設立されたイスラム銀行は、外国資本（のホールセール銀行）ではなく、国内のイスラム教徒を対象とした国内資本のリテール銀行である。マレーシアの金融機関は、従来の利子をベースとした金融ビジネスを行うコンベンショナルの金融機関と、シャリアに基づく金融ビジネスを行うイスラム金融機関がある。マレーシアは、イスラム金融とコンベンショナルの金融のシステム両方が存在する国である。

マレーシアのイスラム銀行は、コンベンショナルな銀行と異なり、イスラム銀行法（Islamic Banking Act 1983: IBA）によりライセンスが付与される。また、コンベンショナルな銀行がイスラム銀行サービスを提供するイスラミック・ウィンドウの設立も、銀行及び金融機関法（Banking and Financial Institutions Act, BAFIA）により認められている。更に、IBAにより外貨建てのイスラム金融取引を行う国際イスラム銀行（International Islamic Bank）が設立可能となっている。また、すでにマレーシアに進出している外資系銀行が外貨建てのイスラム金融ビジネスを行うことができるICBU（International Currency Business Unit）もある。マレーシアのイスラミック・ウィンドウは、英国とは異なり、イスラム金融を行う事業部門が子会社化されているケースが多い。

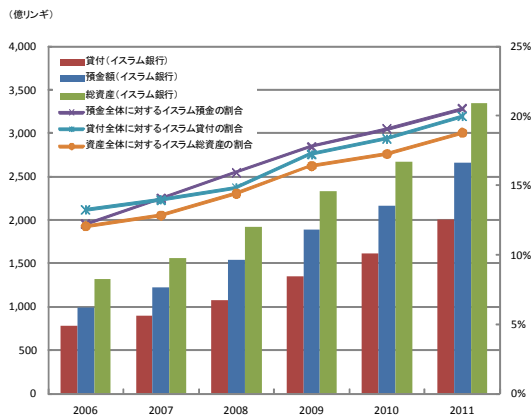
またマレーシアは現在発行額世界一のスクーク市場を構えている。1983年には、1983年政府投資法（The Government Investment Act 1983）が制定され、政府がシャリア適格な政府発行証券（Government Investment Issue : GII）を発行した。GIIは、国債と同様の位置づけであり、イスラム銀行が国内の流動性を管理するツールとなった。また、1994年1月4日には、イスラム・インターバンク・マネー・マーケット（Islamic Interbank Money Market : IIMM）が設立された。

イスラム銀行の監督は、コンベンショナルの銀行監督と同様に行われるが、イスラム銀行の監督には、銀行がシャリアの規制に沿ったオペレーションを行っているかどうかという追加の監査項目がある。中央銀行の監督部署がコンベンショナルとイスラム銀行の監督を行う。

マレーシアでは、国家のシャリア・アドバイザー・カウンシル（Shariah Advisory Council:SAC）が中央銀行と証券委員会にそれぞれ設置されている。シャリア学者は中央銀行が任命し、複数の学者により構成されている。民間のイスラム金融機関にはそれぞれシャリア・ボードが設置されており、シャリア・ボードは5人の学者により構成され、アドバイザーカ

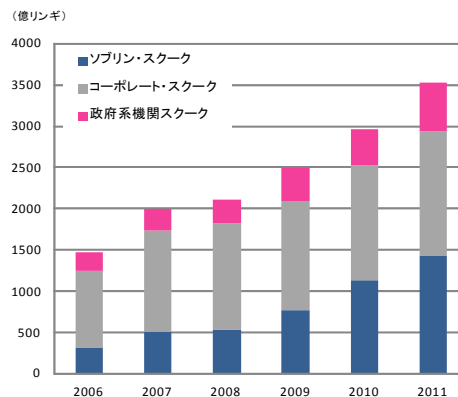
⁴² Department of Statistics Malaysia, Population and Housing Census, Malaysia 2010

ウンシルが決定したシャリア規制を遵守することとなっており、シャリアに関するセントラルな規制・監督が整っている。



(資料) マレーシア中央銀行より筆者作成

図3 マレーシアのイスラム銀行



(資料) マレーシア中央銀行より筆者作成

図4 マレーシアのスーク発行残高

表7 アジア諸国で最もイスラム金融規模が大きいマレーシア

国	イスラム金融サービスを提供する金融機関の数	イスラム金融資産 (単位: 億ドル)	国民に対するイスラム教徒の割合
マレーシア	56	2,210	52%
インドネシア	71	159	88%
ブルネイ	4	46	67%
タイ	3	41	14%

(資料) The Banker Top Islamic Financial Institutions 2012 より筆者作成

3. 2 マレーシアのイスラム銀行

3. 2. 1 イスラム銀行：業務とライセンス

マレーシアの銀行システムには、2009年マレーシア中央銀行法（Central Bank of Malaysia Act 2009）の第27条が示すように、コンベンショナル銀行システムとイスラム銀行システムの両方が存在する。前者のライセンスと業務を定義する法律はBAFIA、後者のライセンスと業務を定義するのがIBAである。

IBAという特別な法律の制定が必要となった背景は、コンベンショナル銀行のオペレーション上の違いと、シャリア規制の存在である。またイスラム銀行は、資産の売買を行うことから、マーチャント・バンクの性質をもつ。マーチャント・バンクは1973年銀行法により規制されていたが、イスラム銀行が行う事業は銀行法によって規制することができなかった。そこで、1983年4月7日、イスラム銀行法（Islamic Banking Act 1983）が制定されたといわれている。

マレーシアのイスラム銀行以外のコンベンショナル銀行は、BAFIAに基づき設立され、ライ

センスを取得している。BAFIA が制定される以前は、商業銀行とマーチャント・バンクを規制する 1973 年銀行法 (Banking Act 1973) やファイナンス・カンパニーを規制する 1969 年ファイナンシャル・カンパニー法 (Finance Companies Act 1969) があったが、1989 年に銀行業に係る規制とノンバンク業に係る規制を統合する形で、BAFIA が制定された。

BAFIA 第 124 条においては、ライセンスを保有する商業銀行又は投資銀行が、中央銀行へのコンサルテーションを経た上で、すでにライセンスを有する業務に加えて「イスラム銀行ビジネス (Islamic banking business)」もしくは「イスラム金融ビジネス (Islamic financial business)」を提供することを認めている。

一方、IBA 第 2 条では、イスラム銀行ビジネスとは、「イスラムの教義で認められていない要素が事業目的とオペレーションに含まれない銀行ビジネス」と定義されている。「銀行ビジネス」の定義は BAFIA 第 2 条で示されており、具体的には①預金の受け入れ、②小切手の発行又は受け入れ、③貸付となっている。また、BAFIA 第 124 条では、イスラム金融ビジネスを「イスラムの教義で認められていない要素が事業目的とオペレーションに含まれないすべての金融ビジネス」と定義する。

マレーシアのイスラム銀行は、適正なライセンスを有し、イスラム銀行ビジネスを提供している会社である (IBA 第 2 条)。また IBA 第 3 条は、イスラム銀行でないものはイスラム銀行ビジネスを行うことができないとし、IBA に基づくライセンスを有するイスラム銀行はすべて預金保険の対象となるとしている。したがって、「イスラム銀行」には、預金受け入れなど許される業務範囲とライセンスに関して、明示的な規制が存在しているといえる。

一方、IBA には「イスラム金融ビジネス」に関する規定がない。したがって、「イスラム金融ビジネス」には明示的な参入規制がない一方で、事業者は預金の受け入れを行うことができず、当然、預金保険制度を活用することもできない。実際に、マレーシアでは、多くのノンバンクがイスラム金融取引を提供しているが、これらの事業者の多くは、1951 年貸金業法 (Moneylenders Act 1951) や 1972 年質屋法 (Pawnbrokers Act 1972) によって規制されている。

イスラム銀行ライセンスの取得を検討する民間銀行は、中央銀行に対してライセンス取得のリクエストをし、その後中央銀行が財務省に推薦する。そして、財務省がライセンスを付与するかどうかを決定する (IBA 第 4 条など)。IBA では、マレーシア国内のイスラム銀行ビジネスを専業とするイスラム銀行と、外貨によるイスラム銀行ビジネスに特化した国際イスラム銀行の 2 種類のライセンスについて定めている (IBA 第 3 条、第 30A 条など)⁴³。ともに、シャリア適格の範囲内であれば、商業銀行業務の他に、投資銀行業務、証券業務など幅広い金融業務を行うことができるユニバーサルなライセンスである⁴⁴。

イスラム銀行は、1965 年会社法 (Companies Act 1965) に基づき、会社登記所 (Companies

⁴³ 国際イスラム銀行ライセンスを申請できるのは、①IBA 上のイスラム銀行、②1965 年マレーシア会社法上の会社、③マレーシア国外でイスラム銀行類似のビジネスを行っている外国金融機関、④1989 年 BAFIA 第 6 条(4)項によるライセンスを保有する外国金融機関である (IBA 第 30A 条)。

⁴⁴ Bank Negara Malaysia Islamic Banking and Takaful Department, “Guideline on Permitted Capital Market Activities for Islamic Banks” (BNM/RH GL 002-18)など参照。

表8 マレーシアの銀行数と内訳 (2012年時点)

イスラム銀行	16行	内資	10行
		外資	6行
国際イスラム銀行	5行	内資	0行
		外資	5行
商業銀行	27行	内資	8行
		外資	19行
投資銀行	15行	内資	15行
		外資	0行

(資料) マレーシア中央銀行より筆者作成

表9 マレーシアでの法律の制定とイスラム銀行等設立についての年表

年	法律の制定	年	銀行設立	年	その他の動き
1958	Central Bank of Malaysia Act 1958				
		1963	イスラム銀行ビジネスの起源であった巡礼基金設立		
1965	Companies Act 1965				
1969	Finance Companies Act 1969 (現BAFIA)				
1973	Banking Act 1973 (現BAFIA)				
		1981	The National Steering Committee on Islamic Banking (現SAC)		
1983	Islamic Banking Act 1983	1983	国内初のイスラム銀行、Bank Islam Malaysia Berhad設立		
	The Government Investment Act 1983				
1984	Takaful Act 1984				
1989	Banking and Financial Institutions Act (BAFIA1989)				
1990	Offshore Banking Act 1990				
1993	Securities Commission Act 1993	1993	Securities Commission設立	1993	Interest-Free Banking Schemeの制定
				1994	Islamic Interbank Money Market開設
1996	Labuan offshore FSA Act 1996, Insurance Act 1996	1996	Labuan Offshore Financial Services Authority (LOFSA) 設立		
1997		1997	Shariah Advisory Councilの設置		
				1998	Interest-free Banking SchemeがIslamic Banking Schemeに改訂
		1999	国内二番目のイスラム銀行、Bank Muamalat設立		
2002	Financial Services Board Act 2002 Development Financial Institutions Act 2002	2002	International Financial Services Board 設立		
		2004	コンベンショナルの銀行のイスラム銀行子会社の設立		
2005	Malaysia Deposit Insurance Corporation Act 2005	2005	Malaysia Deposit Insurance Corporation (PIDM)設置 3行の外資イスラム銀行がマレーシアでライセンス取得 (KFH, Al-Rajhi, Asian Finance設立)		
2006	International Islamic Banking License発行	2006	Malaysia Islamic Financial Centre (MIFC) 設立	2006	ディスカウントハウス、マーチャントバンク、ストックブローキングカンパニーが一つに統合され投資銀行となる。
2007	Capital Markets and Services Act 2007(CMSA2007) Islamic Banking (Amendment) Act 2007				
		2008	International Islamic Bank (Unicorn International Islamic Bank)、 First Islamic Investment Bank Ltd(PT.Bank Muamalat Indonesia)、 Deutsche Bank Ag設立		
		2010	外資系銀行5行がイスラム銀行ライセンスを取得 (BNP Paribas SA, PT Bank Mandiri national, Bank of Abu Dhabi, Mizuho Bank, SMBC)		

(資料) 各種資料より筆者作成

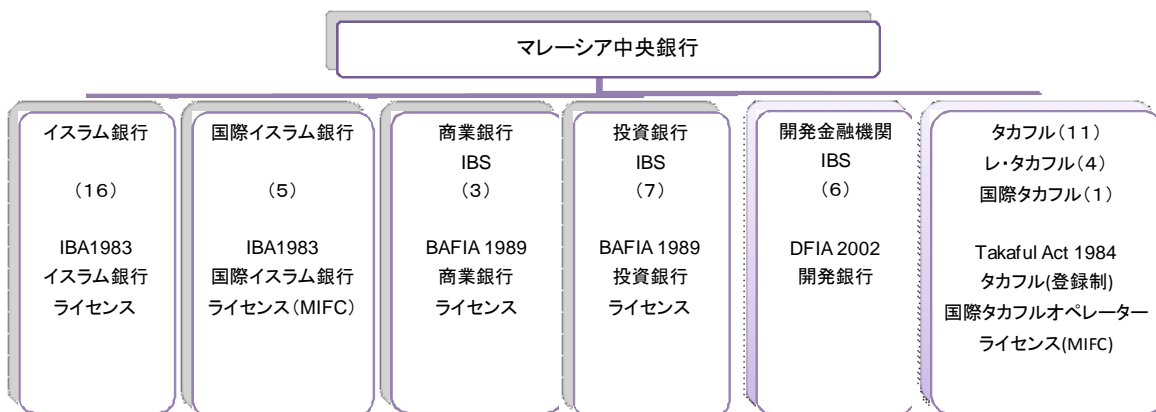
Commission of Malaysia (SSM)) にて設立される。そして経営は株主、取締役、経営・管理委員会により、基本定款及び通常定款 (Memorandum and Articles of Association)、IBA、そしてイスラム銀行のコーポレート・ガバナンスについてのガイドライン (Guidelines on Corporate Governance for Licensed Islamic Banks) に基づき設立される。ライセンス取得後は、コンベンショナル銀行同様に、中央銀行の監督に服する。

3. 2. 2 マレーシアの金融センターとイスラム銀行

マレーシアの銀行セクターは、主として商業銀行、投資銀行、イスラム銀行の3つにより構成されている⁴⁵。その他、開発銀行など政府系金融機関もある⁴⁶。

⁴⁵ 本稿でオフショアについて記述していないが、外国銀行の駐在事務所やオフショア銀行はラブアン島の International Offshore Financial Centre により監督される。その他、マネーブローカーや為替ブローカーなども

マレーシアの金融機関は現在、27行の商業銀行、15行の投資銀行、16行のイスラム銀行と5行の国際イスラム銀行といった銀行機関とその他ノンバンク機関により構成されている。16行のイスラム銀行のうち、10行は国内資本の銀行であり、その内2行（Bank Islam Malaysia Berhad:BIMB、Bank Muamalat Malaysia Berhad: BMMB）の専門イスラム銀行を除いて、8行は商業銀行や投資銀行など銀行グループを構えるコンベンショナルな銀行（CIMB、RHB など）の完全子会社である。その他6行のうち、3行はHSBC、OCBC、スタンダードチャータードといった既にマレーシアに商業銀行として進出していた外国資本銀行の完全子会社で、他3行は新たにマレーシアへの参入が認められたKuwait Finance House（クウェート）Asian Finance Bank（カタール、サウジアラビア、クウェート）とAl-Rajhi Bank（サウジアラビア）である。そして、その他すべて外国資本により設立された5行の国際イスラム銀行がある。



(注) () 内は金融機関数

(資料) マレーシア中央銀行資料より筆者作成

図5 イスラム金融を行う金融機関の概観

マレーシア国内初のイスラム銀行、BIMBは1983年3月1日に設立された。その後、1997年にアジア通貨危機があり、1999年に当時のBank Bumiputra Malaysia BerhadとBank of Commerce (M) Berhadの合併により現CIMBの設立が企画された。合併に伴い、銀行の資産とスタッフが有り余っていたことから、政府がイスラム金融機関の設立を支援したことにより国内で第2行目となるBMMBが設立された。1999年は、開発銀行（Development Financial Institutions:DFI）であるBank Rakyaがコンベンショナルな銀行からイスラム銀行に転換した年であり、Agrobankが設立された。また、Bank Sympatan National（National Savings Bank）もイスラム金融事業を始めた。

また、開発銀行についても2002年開発銀行法（Developing Financial Institution Act 2002）の129条においてイスラム金融事業を行うことが、IBS認可というかたちで認められている。開

存在するが、ここでは記述していない。

⁴⁶ マレーシアのタカフルについては、タカフル法（Takaful Act 1984）に基づき、1988年以降は、中央銀行によって規制・監督されている。

表 10 マレーシアの銀行リスト

Islamic Bank		
1	Bank Islam Malaysia Berhad	L
2	Bank Muamalat Malaysia Berhad	L
3	CIMB Islamic Bank Berhad	L
4	Hong Leong Islamic Bank Berhad	L
5	RHB Islamic Bank Berhad	L
6	Affin Islamic Bank Berhad	L
7	AmIslamic Bank Berhad	L
8	Alliance Islamic Bank Berhad	L
9	Maybank Islamic Berhad	L
10	Public Islamic Bank Berhad	L
11	Al Rajhi Banking & Investment Corporation (M) Berhad	F
12	Asian Finance Bank Berhad	F
13	HSBC Amanah Malaysia Berhad	F
14	Kuwait Finance House (M) Berhad	F
15	OCBC Al-Amin Bank Berhad	F
16	Standard Chartered Saadiq Berhad	F

International Islamic Bank		
1	Al Rajhi Banking & Investment Corporation	F
2	Alkhair(Unicorn) International Islamic Bank Bhd	F
3	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	F
4	Elaf Bank B.S.C. (c)	F
5	PT. Bank Syariah Muamalat Indonesia, Tbk	F

Commercial Bank		
1	Affin Bank Berhad	L
2	Alliance Bank Malaysia Berhad	L
3	AmBank (M) Berhad	L
4	CIMB Bank Berhad	L
5	Hong Leong Bank Berhad	L
6	Malayan Banking Berhad	L
7	Public Bank Berhad	L
8	RHB Bank Berhad	L
9	Bangkok Bank Berhad	F
10	Bank of America Malaysia Berhad	F
11	Bank of China (M) Berhad	F
12	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (M) Berhad	F
13	BNP Paribas Malaysia Berhad	F
14	Citibank Berhad	F
15	Deutsche Bank (M) Berhad	F
16	HSBC Bank Malaysia Berhad	F
17	India International Bank (M) Berhad	F
18	Industrial and Commercial Bank of China (M) Berhad	F
19	J.P. Morgan Chase Bank Berhad	F
20	Mizuho Corporate Bank (M) Berhad	F
21	National Bank of Abu Dhabi Malaysia Berhad	F
22	OCBC Bank (M) Berhad	F
23	Standard Chartered Bank Malaysia Berhad	F
24	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	F
25	The Bank of Nova Scotia Berhad	F
26	The Royal Bank of Scotland Berhad	F
27	United Overseas Bank (M) Bhd.	F

Investment Bank		
1	Affin Investment Bank Berhad	L
2	Alliance Investment Bank Berhad	L
3	AmInvestment Bank Berhad	L
4	CIMB Investment Bank Berhad	L
5	ECM Libra Investment Bank Berhad	L
6	Hong Leong Investment Bank Berhad	L
7	HwangDBS Investment Bank Berhad	L
8	KAF Investment Bank Berhad	L
9	Kenanga Investment Bank Berhad	L
10	Maybank Investment Bank Berhad	L
11	MIDF Amanah Investment Bank Berhad	L
12	MIMB Investment Bank Berhad	L
13	OSK Investment Bank Berhad	L
14	Public Investment Bank Berhad	L
15	RHB Investment Bank Berhad	L

Investment Bank participates in Islamic Banking Scheme		
1	AmInvestment Bank Berhad	L
2	Alliance Investment Bank Berhad	L
3	Maybank Investment Bank Berhad	L
4	CIMB Investment Bank Berhad	L
5	KAF Investment Bank Berhad	L
6	MIDF Amanah Investment Bank Berhad	L
7	OSK Investment Bank Berhad	L

Development Financial Institutions (DFI) offering Islamic Banking Services		
1	Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad(People's Cooperative Bank of Malaysia)	L
2	Bank Perusahaan Kecil & Sederhana Malaysia Berhad (SME Bank)	L
3	Bank Pembangunan Malaysia Berhad (Development Bank of Malaysia)	L
4	Export-Import Bank of Malaysia Berhad (EXIM Bank)	L
5	Bank Pertanian Malaysia Berhad (Agrobank)	L
6	Bank Simpanan Nasional Berhad (National Savings Bank)	L

Commercial Bank participates in Islamic Banking Scheme		
1	Citibank Berhad	F
2	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	F

(注) Lは現地、Fは外資系銀行

(資料) 中央銀行より筆者作成

発銀行もコンベンショナルな銀行のIBS認可と同様に、シャリア・コミッティーの設立が義務づけられる。

マレーシアでは、金融セクターマスタープラン（2001年）に基づき、2006年に、中央銀行の監督下にあった証券関係の業態（ディスカウント・ハウス⁴⁷、マーチャント・バンク）と証券委員会の監督下にあったストック・ブローキング・カンパニーを一つに統合し、投資銀行とした（rationalization）。

投資銀行は、中央銀行と証券委員会が規制している。中央銀行と証券委員会が協働で発行した投資銀行のガイドライン（Guideline on Investment Banks）によると、投資銀行は、中央銀行が与えるマーチャント・バンクと、証券委員会が与えるディーラーズ・ライセンスの両方を所

⁴⁷ ビル・ブローカー（手形割引業者）とも呼ばれる。手形や短期国債の売買・仲介を行う。

持する⁴⁸。(BAFIA 第5条、Securities Industry Act 1983 第12条) また、先物を行う投資銀行については、1993年先物業法 (Futures Industry Act 1993:FIA) による先物取引のライセンスが必要となる。

マレーシアでは、イスラム金融のプレーヤーを増やすため、1993年3月4日に中央銀行は、Interest-Free Banking Scheme を導入し、中央銀行が定める Skim Perbankan Tanpa Faedah と呼ばれるガイドラインに従えば、既存の商業銀行、マーチャント・バンク、ファイナンス・カンパニーがイスラム金融商品・サービスを提供できることとなった。これにより、一般の銀行がイスラム金融ビジネスを提供することが許された。既存の銀行が、支店やネットワークを活用することで、イスラム金融サービスは更に拡大していった。また、1996年10月に中央銀行は、Interest-Free Banking Scheme によりサービスを提供している金融機関に対し、イスラム銀行ビジネスについての財務諸表を開示することを義務づけた。

その後1998年に Interest-Free Banking Scheme は、Islamic Banking Scheme (IBS) に改名された。

また、マレーシア政府は、金融セクターマスタープラン (Financial Sector Master Plan、2001年) の中で、IBS 認可を受ける銀行に対し、子会社でイスラム金融を行うことを推奨した。この方針に基づき、2004年に中央銀行は、5行のコンベンショナルな銀行がイスラム金融の子会社を設立することを承認した⁴⁹。子会社は、商業銀行の100%子会社として設立され、最低51%の保有となる。2007年に HSBC Bank と OCBC Bank が中央銀行によりイスラム銀行ライセンスを取得し、イスラム銀行に従事する完全子会社を設立した。

なお、マレーシアは、国内で設立された法人でなければ銀行を設立できない (BAFIA 第4条、第5条)。また伝統的に外国銀行の新規参入に厳しい規制を課しており、1989年の BAFIA 制定以前にマレーシアに展開していた金融機関以外にはライセンスを付与しない時代が続いた。その後、イスラム銀行ビジネスについては、上記の政策方針に基づき、中央銀行が2003年に「イスラム銀行の自由化 (Liberalisation in Islamic Banking)」というステートメントを発出して、外国銀行による新規参入規制を緩和する方針を示し、翌2004年、3行の外国金融機関にイスラム銀行ライセンスを付与した。

3. 2. 3 国際イスラム金融センター (MIFC) の設立と国際イスラム銀行業務 (IIB) ライセンス

2006年8月にマレーシア国際イスラム金融センター (Malaysian International Islamic Financial Centre: MIFC) が設立された。MIFC の設立は、イスラム銀行ビジネス、イスラム金融ビジネスを運営したい国外の金融機関を積極的に誘致して、マレーシアを国際イスラム金融センターにすることを目的とした国策の一環であった。まず、イスラム銀行、タカフル、レ・タカフル等の海外金融機関の参入が認められた。また、国際イスラム銀行ライセンス (International Islamic Banking

⁴⁸ マーチャント・バンクは、以前、ディーラーズ・ライセンスが免除されていた。しかし、投資銀行はディーラーズ・ライセンスを取得しなければ行けない形態となった。また、商業銀行、ファイナンス・カンパニーについては、引き続きライセンスが免除される。

⁴⁹ 中央銀行2004年アニュアルレポート p.160

License : IIB)、国際タカフルライセンス (International Takaful Operator licenses: ITO) を創設し、国内外の金融機関に与えた。具体的には、2007年にイスラム銀行法 (IBA) を改正し、第5節 (Part V) として国際イスラム銀行ビジネスに関する条項を盛り込み、IIBに関するガイドラインを発出した⁵⁰。従来、イスラム銀行ビジネスであっても、外国銀行が支店形態で運営することは認められていなかったが (IBA 第2条)、当ガイドラインは、IIBはIBA 第30B条 (3) 項によってライセンスを付与され、子会社形態、支店形態の両方で設立することができることとした (Guidelines on International Islamic Bank 第4項 (ライセンシング))。

更に、1967年収入税法 (Income Tax Act 1967) において国際イスラム銀行、国際タカフルの収入税を2007年から2016年まで10年間免税とするとした。また、マレーシアに既存する金融機関に対しては、International Currency Business Units (ICBU) の設置を認可する制度を創設した。これは、前述のIIBを取得した金融機関との間の競争を高め、国内外の金融機関による外貨建てのイスラム金融取引を促進するための制度である。IIBと同様に10年間の非課税措置がとられている。

MIFCの設立と新しいライセンスの付与や認可以外にも、2009年4月にイスラム銀行、投資銀行、タカフルの海外保有比率上限をこれまでの49%から70%に引き上げたことや、ラブアンに登録されている金融機関が、物理的にラブアン島にオフィスを設置することなく、マレーシア全国にオフィス展開をすることが許されるといった外国金融機関に対する規制緩和が進んでいる。IIB、ICBUの概要は次の通りである。

International Currency Business Unit (ICBU)

マレーシアでライセンスを取得済みのイスラム銀行、商業銀行、投資銀行は、International Currency Business Unit (ICBU) を取得し、IBAとBAFIA124条において認められているイスラム銀行ビジネスをリング以外の通貨で展開することができる。中央銀行は2006年9月にICBUのガイドライン (Guideline on the Establishment of International Currency Business Unit) を発行した。1967年収入税法 (Income Tax Act 1967) において2007年から10年間、ICBUにより発生した収益にかかる収入税はすべて非課税とする措置がとられた。ICBUを取得できる機関は、①IBAによりライセンスを取得しているイスラム銀行、②BAFIAによりライセンスを取得している商業銀行、③BAFIAによりライセンスを取得している投資銀行である。

ICBUを取得することで従事できる業務は、イスラム銀行、商業銀行、投資銀行によりそれぞれ異なる。イスラム銀行は、商業銀行業務、投資銀行業務 (証券委員会の定める範囲)、中央銀行が定めるマレーシア国内で行われるその他の銀行業務を行う。商業銀行は、BAFIAで定められる銀行ビジネスである。投資銀行は、BAFIAに定められるマーチャント・バンク・ビジネス、Banking and Financial Institutions (Licensed Merchant Banks) (Additional) Order 2007で定義される投資銀行業務と、証券委員会により与えられるライセンスで許されている業務である。ICBUでは、外貨のイスラム金融ビジネスに特化する部署の設置、リング通貨の取引と別の勘定を設

⁵⁰ Bank Negara Malaysia Islamic Banking and Takaful Department, "Guidelines on International Islamic Bank" (BNM/RH GL 002-9)

置するなどの条件がある。もちろん、シャリア・コミッティーの設置が義務づけられている。IBAによるイスラム銀行ライセンスを取得している機関は、そこで義務づけられているシャリア学者をICBUに活用することが許されている。

International Islamic Banking (IIB) License

2006年9月に中央銀行は、リング建て以外の通貨で国内外の投資家に対し、イスラム銀行法に基づいたイスラム銀行ビジネスを提供するライセンスとして、国際イスラム銀行ライセンスの付与を始めた。正確には、中央銀行が設立したMIFCがライセンスを提供している。

IIBは、イスラム銀行法に基づくライセンスであり、現地法人形態でも、支店形態も設立が可能である。IIBとしての適格性には、①自己資本が充実し、評価のある(reputable)金融機関であること、②BISなどに定められる国際銀行業務のスタンダードを採用していること、③競争力のあるホームカントリーの当局に規制・監督を受けていること、④良好な実績(track record)を有することがあげられている。また、現地法人形態で設立されるIIBには、①最低払込資本(minimum paid-up capital)1000万リング以上、②年間ライセンスフィー5万リングが課せられる。一方、支店形態で運営されるIIBには、①最低純運転資金(minimum net working fund)1000万リング以上、②年間ライセンスフィー5万リングが課せられる(IBA第30D条、Guidelines on International Islamic Bank 第5項(要求資本とライセンスフィー))⁵¹。

IIBは、国際イスラム銀行は、バンカタカフル(バンカシュアランス)を初めとする商業銀行業務、投資銀行業務、中央銀行が決めるその他銀行業務を遂行することができる。イスラム銀行は居住者として扱われ、1967年収入税法において2007年からの10年間、完全非課税となっている。国際イスラム銀行は、2005年預金保険公社法(Malaysian Deposit Insurance Corporation Act 2005)においてメンバーではない。

3. 2. 4 外国銀行によるイスラム銀行ビジネス

以上のようなイスラム銀行ビジネスへの参入規制を外国銀行の観点から整理すると、下表のようになる。BAFIA第4条において、1965年マレーシア会社法上の公開会社(Public Company)でなければ商業銀行ライセンス、投資銀行ライセンスは付与されないとされていることから、支店形態での銀行ライセンス取得はできない点には、留意が必要である。また、現地法人形態であっても、商業銀行ライセンスが新規に付与されることはマレーシアでは稀であり、近年では2010年にBNPパリバ、みずほコーポレート銀行、アブダビ国立銀行、マンディリ銀行、三井住友銀行の5行の現地法人にライセンスが付与されたのみである⁵²。なお、マレーシアの地場銀行は商業銀行と投資銀行を別会社として運営しているが、外国銀行は同一組織の中で両方の業務を営んでいる。

⁵¹ 最低純運転資金(minimum net working fund)とは、外国金融機関のマレーシア国外での純資産を示し、定義や計算法は中央銀行により規定される(IBA第30D条(2)項)。

⁵² Press Release by Bank Negara Malaysia, June 17, 2010

表 11 マレーシアにおける外国銀行の参入規制

	イスラム銀行ビジネス	コンベンショナルな銀行ビジネス
現地法人形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ イスラム銀行ライセンス: IBA第2条に基づく、リング建てのイスラム銀行ビジネスが認められる(既存・新設とも可)。国内イスラム銀行に対する外資出資比率上限は70%。 ■ 国際イスラム銀行(IIB)ライセンス: IBA第30B条に基づくリング建て以外のイスラム銀行ビジネスが認められる(既存・新設とも可)。100%外資出資が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業銀行ライセンス、投資銀行ライセンス: BAFIA第4条に基づく、銀行ビジネスが認められる。 ■ 既存・新設とも可(外国銀行の新設現地法人に対するライセンス付与は厳しいとされる)。 ■ 国内商業銀行に対する外資出資比率上限は30%(単独外資上限は20%)。国内投資銀行に対する外資出資比率上限は70%。
支店形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国銀行の支店にはイスラム銀行ライセンスは付与されない(IBA第2条) ■ 国際イスラム銀行(IIB)ライセンス: IBA第30B条に基づくリング建て以外のイスラム銀行ビジネスが認められる(既存・新設とも可)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国銀行の支店には商業銀行ライセンス、投資銀行ライセンスは付与されない(BAFIA第4条)。

(出所) 各種資料より筆者作成

3. 2. 5 イスラム銀行プロダクト

2003年1月8日、中央銀行は、イスラム銀行プロダクト名のガイドライン(BNM Guidelines on Standard Generic names of Islamic Banking Products)と題し、イスラム銀行が提供する商品名のスタンダードを作成した。これにより、2004年末までに既存のイスラム銀行の商品・サービ

スの改名・統一化が行われた。project financing-i, property financing-i といった様に、イスラム銀行の商品・サービスには、“i”が付与されることとなった。マレーシアでは、i を付けることのみが義務づけられており、その他、広告宣伝等でムラーバハなどのイスラム金融固有の名称も使うのも、ローンと名付けることも自由である。

イスラム銀行法において、イスラム銀行の預金は一般預金と投資口座の2種類に分けることができる。2種類の預金で活用されるイスラム金融取引は主に、ワディアとムダーラバである。ワディアは、銀行が顧客から預金を預かり、任意でリターンを提供する。一方、ムダーラバは Profit Sharing Investment Account (PSIA) と呼ばれ、預金者が資金を提供し、銀行がその資金運営により得た利益を顧客に分配する。

PSIA は、General Investment Account (GIA) と Specific Investment Account (SIA) の2つの種類に分けることができる。GIA については銀行が運用先を決定する権利があり、SIA については運用先を預金者と銀行の間で決定する。

また、資産売買を介して貸付が行われるコモディティ・ムラーバハ取引は、マレーシアではタワックル取引と呼ばれる。同取引は、乗用車ローンや個人ローンなどのプロダクトに活用される。英国の場合と同様、コモディティ・ムラーバハ取引では、銀行が、顧客との間に、顧客の代わりに資産を購入し売却する契約（エージェント契約）を結ぶ。市場での資産売買は銀行の名義で行われており、裏付資産は貸付の担保ではない。同取引は、実際に資産売買が行われるものの、会計上は貸付（financing）とされ、資産売買として記録されるわけではない。また、予め資産の購入や売却が契約条件により確保されるため、銀行が資産を保有し続けることはなく、したがって資産のメンテナンスなどのリスクが発生することはない。

上記取引で活用される資産は、シャリア適格な資産であることが条件となる。取引には、市場性のある資産が望ましいため、マレーシア取引所（ブルサ・マレーシア）に上場している粗パーム油などが一般的に活用されている。ちなみに、ブルサ・マレーシアにはコモディティ・ムラーバハ取引を行う銀行が資産売買をするブルサ・スーク・アル・シーラ（Bursa Suq Al Sila'）と呼ばれる特別な市場がある。

資産価格は、市場の需給により毎日変動するものであるが、ブルサ・スーク市場では、コモディティ・ムラーバハ取引のための特別な相場が1日に1度、市場に参加する銀行のみに公開される。銀行による資産売買は、現物の引渡を伴わないイントラトレーディングで行われるが、資産の売買が2時間以上の時間差で行われた場合は、別途費用が発生する。資産の売買の差額となるマークアップがコンベンショナルの利子に相当するが、マークアップは、基準貸付金利（Base Financing Rate）を基準として決められている。

3. 2. 6 イスラム銀行の業務範囲

IBA 第2条では、イスラム銀行ビジネスとは、「ビジネスの目的とそのオペレーションがイスラムの宗教に反しないこと」と定義されている。IBA 第3条(5)(b)において、中央銀行が認可した、銀行のオペレーションとビジネスがシャリア適格であることを承認するシャリア・ボード

の設置が必要とされている。このシャリア・ボードがイスラム銀行法第2条の適格性をはかる。BAFIAにより規制される商業銀行は、銀行ビジネスに従事する機関として定義されている。当座預金、普通預金、貯蓄預金、手形の発行・支払、融資等を行う機関である。BAFIA第32条⁵³において、ライセンスを得ている銀行は、銀行による証券の保有と売買以外の売買行為（輸出・輸入）を行うことは許されない。しかし、イスラム銀行法にはBAFIA第32条と同様の条項はない。すなわち、イスラム銀行法には売買を禁止する事項がないが、イスラム銀行法第2条でイスラム銀行のビジネスがイスラムの宗教に反しないことと定められているので、イスラム銀行はシャリア不適格な資産の売買等の取引でなければ、売買を行うことが可能となる。IBSを取得した商業銀行、投資銀行のイスラム金融事業については、「Guidelines on Skim Perbankan Islam」においてそれぞれ認められているイスラム銀行業務の遂行が可能となっているため、BAFIAにより規制されているが、イスラム金融取引においては、イスラム銀行同様、シャリア不適格な資産の売買等取引でなければ売買をおこなうことができる。マレーシア初のイスラム

表 12 マレーシアのイスラム金融プロダクト

Deposit	General Account	current account-i	Wadiah Yad Dhamanah, Mudharabah, Qard
		savings account-i	Wadiah Yad Dhamanah, Mudharabah, Qard
	Other Deposit	Commodity Murabahah-i	Murabahah/Tawarruq
Investment	Investment Account	general investment account-i	Mudharabah, Qard
		special investment account-i	Mudharabah
		specific investment account-i	Mudharabah
Financing	Fund-based	asset financing, home financing etc...	多種
	Fee-based	bills of exchange, letter of credit etc...	多種
Trade Finance		bills of exchange, letter of credit etc...	多種
Card Services		credit card, debit card etc...	多種

(資料) Malaysia International Islamic Financial Centre より筆者作成

銀行、BIMBの基本約款第4条(15)において、銀行は、売却、購入、輸入、輸出、乗用車等の製造や売買ができるとある。もしイスラム銀行法にBAFIA第32条のような条項が入らない場合には、証券の保有、売買以外のビジネスが許されないため、ムダーラバやムシャーラカといったパートナーシップとよばれる投資契約を顧客との間で結ぶことができなくなってしまう。イスラム銀行に許される投資、イスラム銀行に許容される不動産ビジネスに関しては下記のガイドラインが中央銀行から発行されている。

1. Guidelines on Investment in Shares, Interest-in-Shares and Collective Investment Schemes for Islamic banks

イスラム銀行に許される投資対象:

- 上場・非上場株式

⁵³ 32. Restriction on carrying on of trade by licensed institution. (1) Unless the Minister on the recommendation of the Bank otherwise prescribes, no licensed institution shall engage, whether on its own account or on a commission basis, and whether alone or with others, in wholesale or retail trade, including import and export trade, except in connection with the realization of security given to or held by it for the purpose of carrying on its licensed business. (2) The provisions of subsection (1) shall not apply to the purchasing or selling of gold or foreign currency by any licensed bank.

- 優先株
- 関係のない銀行・金融機関の株式 (condition paragraph 5.2 株式を購入・受理する権利は、売買目的、ヘッジ目的のためだけに購入され、銀行の所有権をコントロールするためではないこと、戦略的な目的で関係のない銀行株式を保有することは禁じる)
- オプション、ワラント、株式購入・受理する権利
- 外国市場における株式購入・受理する権利
- CIS (Collective Investment Scheme)、ユニットトラスト (機関ファンド・リート、不動産トラスト・ファンド、ETF)
- 国内銀行の株式保有については、中央銀行の承諾がない限り、買収される側の普通資本の5%を超えてはいけない。

イスラム銀行が株式を保有することが許される条件：

- 返済 (foreclosed shares)
- 債務の株式化 (conversion of debt into equity)
- 引受ビジネスの一環としての保有

イスラム銀行の出資比率：

- 株式、株式購入・受理する権利、CIS、不動産への投資がイスラム銀行の資本の50%を超えないこと。
- イスラム銀行が子会社を買収する場合は中央銀行の承諾を得なければならない。

債務の株式化について：

- 1965年会社法 (Companies Act 1965) においてイスラム銀行が債務の株式化を行うことが許される。
- イスラム銀行が債務の株式化を行うことで、イスラム銀行はリストラが行われた企業の株式を持つこととなる。この場合、リストラが行われた企業の資本の33%以上を保有することは許されない。33%以上を保有する場合は中央銀行の承認が必要となる。

2. Guidelines on Property Development and Property Investment Activities by Islamic Banks

- 不動産ビジネスは、①不動産開発事業 (Property development activities) と②不動産投資 (Property investment activities) の2つがある。①は、先渡しやリースを含むイスラム銀行業務のための商業不動産や住宅の建設・開発。②は、先渡しやリースを含む、イスラム金融事業のための不動産や土地 (すでに完成している物) の購入
- イスラム銀行とその子会社は不動産開発事業を直接行うことができない。イスラム銀行の子会社ではない不動産開発企業の株式を所有しているか、不動産開発企業とジョイントベンチャーを組んで、不動産開発事業を行うことはできる。

- 一方で、イスラム銀行による不動産投資に特定な規制はない。

出資規制

- 不動産ビジネスへの投資は、イスラム銀行の資本(eligible capital base)の25%を超えてはならない。
- 株式、株式を受ける権利、CISと不動産の簿価の総計が、イスラム銀行の資本(eligible capital base)の50%を超えてはならない。
- 不動産ビジネスに投資などができるのは、イスラム銀行の投資口座(General Investment AccountとSpecific Investment Account)だけである。GIAについては銀行のGIA口座の15%を上限として不動産への投資が可能である。

3. 2. 7 イスラム銀行による証券の取扱い

マレーシアでは、イスラム銀行の数が増える中、イスラム銀行の流動性管理のため、シャリア適格な短期政府債の発行とIIMMの創設が必要となった。

1983年政府投資法ができてから、GIIが発行されることとなった。GIIは慈悲的な貸付(Benevolent Loan)の形態をとり、政府はリターンの払出を義務づけられないが、実際には何らかのリターンが投資家に支払われている。1994年にIIMMが設立された。イスラム銀行は、この市場において政府債を売買する。インターバンク市場が設立される前は、イスラム銀行はGIC(Government Investment Certificate、(現) Government Investment Issues)により流動性管理を行っていた。

IBAによりライセンスを受けるイスラム銀行が従事できるビジネスは、リテール銀行、商業銀行、投資銀行、証券業務と幅広い。イスラム銀行は以前2007年資本市場及びサービス法(Capital Market and Services Act : CMSA)により規制されていたが、イスラム銀行の資本市場における許容業務範囲に関するガイドライン(Guideline on Permitted Capital Market Activities for Islamic Banks)が発行され、イスラム銀行(下記、IBSを取得したコンベンショナルな銀行含む)に許される業務範囲が明確化された。①証券の売買、②コーポレート・ファイナンスに関するアドバイス、③投資顧問、④ファンド運用である。

①証券の取扱い

- 社債、株式、連邦政府・州政府・公的機関(statutory body)等が発行する債券、社債など取引所に上場していない有価証券売買に係る価格を示すこと及びディーリング。
- ディーリング業務を手がける資本市場サービスライセンス(Capital Markets and Services License : CMSL)取得者を通じて、顧客が保有・発行する、もしくは、顧客のために証券を売買すること。また、顧客が保有・発行する非上場証券、もしくは顧客のために、非上場証券を売買すること。
- CMSLを取得している機関を通じて、証券の引受けを行うこと。

- 顧客の代わりに私募 (Private placement of primary issues) を行うこと。
- ユニットトラストの売買を行うエージェントを顧客に提供すること。
- 証券引受業者 (issuing house) の代理業務として証券を発行・上場すること。
- 「証券貸借プログラムに関するガイドライン (Guideline on Securities Borrowing and Lending Programme)」やその他中央銀行が発行する同様のガイドラインに沿って非上場の証券貸借を行うこと。

②企業金融アドバイザー

- イスラム証券、証券委員会のガイドラインに沿って発行されたイスラム債、証券委員会のガイドラインに沿って組成されたイスラミック・ストラクチャード・プロダクト、証券委員会のガイドラインに沿って組成されたワラントに関するアドバイスをを行うこと。
- 証券委員会の発行する「証券の発行および募集に関するガイドライン (Policies and Guidelines on Issues/Offer of Securities)」に従って主幹事として活動すること又はイスラム金融商品に関するプロポーザル (corporate proposal) を証券委員会に提出すること。
- 1965 年会社法 (Companies Act 1965) と関連する証券法に基づいて目論見書を発行すること。

③投資顧問

- 先物や証券投資に関するアドバイスをを行うこと。また、証券や先物に関する分析等に関するレポートを発行すること。

④ファンド運用

- 顧客のポートフォリオ・マネージャーとして活動すること。ファンド、トラスト・ファンド、VC ファンド、ユニットトラスト等のファンドを、CMSL を取得している機関を通して売買することや投資のアドバイスをを行うこと。

3. 2. 8 コンベンショナル銀行によるイスラム金融ビジネス⁵⁴

マレーシアでは、イスラム銀行ビジネスの拡大を狙い、1993年に中央銀行は、BAFIAによりライセンスを取得しているコンベンショナルな銀行に、イスラム金融部門の設立を促す政策として Interest-Free Banking Scheme (現 IBS)イニシアティブを開始した。IBSにより、コンベンショナル銀行 (商業銀行と投資銀行) のブランド名やインフラを活用したイスラム金融商品・サービスの提供が可能となった。IBSに参加する条件としては、外資銀行は3億リンギ、商業銀行はグループ全体で20億リンギ、投資銀行は個人で5億リンギ、グループで20億リンギの最低資本金が必要であり、最低リスク加重自己資本比率 (RWCR) は8%となっている。

銀行は IBS の申請にあたって、中央銀行に下記を提出しなければならない。

1. IBS 参加の目的
2. IBS により提供するプロダクトとストラクチャー
3. 投資資産 (investment avenue)
4. コンベンショナル銀行の資金と IBS により得た資金の仕分け
5. IBS を行う支店

⁵⁴ Guideline on Skim Perbankan Islam による。

6. インフラ・ロジ（人材やトレーニングプログラムなど）

7. 財務情報開示

中央銀行から IBS を得た銀行は、本店に Islamic Banking Division (IBD) を設置することが義務づけられている。IBD は銀行全体のイスラム金融事業に関する商品開発、マーケティング等を行う。IBD はイスラム教徒で、Assistant General Manager レベルの役員がつかなくてはならない。

イスラム銀行は、商業銀行の場合は2千万リング、投資銀行の場合は6百万リングを Islamic Banking Fund (IBF) として保たなければならない。IBF は運営費用として費やされ、ファンドから収益が発生した場合は還元することとなっている。この IBF はコンベンショナルなオペレーションと分けて設置され、コンベンショナルな銀行事業目的に使われてはならない。

この IBF の設置とは別途、銀行には最低自己資本規制がかかる。最低コア資本比率 (minimum core capital ratio: CCR) の4%とリスクウェイト (RWCR) の8%が必要となる。イスラム金融ビジネスの CCR と RWCR はコンベンショナルなビジネス (連結の CCR と RWCR) と別途、情報開示規制の対象となる。

コンベンショナルな銀行の IBF が不足した場合、コンベンショナルな預金を IBF に Special Investment Deposit というかたちで入れることができる。IBS を取得した金融機関が IIMM において借り入れるすべがない場合にムダーラバ契約のもとに預金を借り入れることができる。借入については中央銀行の月次の報告において報告されなければならない。これは、IBS をファイナンスする目的で活用すること、借入が1億リングを下回らないこと、投資期間が6ヶ月以上であること、が条件となっている。

その他、物理的な要件としては、金融機関がイスラム金融サービスを提供するものとして、

表 13 SPI の最低コア資本比率とリスク・ウェイト

SPI licensed institution	Core Capital*		Capital Base*		RWCR*	
	Consol.	Islamic Banking	Consol.	Islamic Banking	Consol.	Islamic Banking
Bank A	4,486,457	88,397	4,654,908	103,897	37,116,017	2,154,049
Bank B	1,705,427	31,945	2,287,416	56,445	17,354,366	1,809,459
Bank C	290,026	6,211	318,064	8,219	2,012,535	144,062
	CCR (%)		RWCR (%)		Required reallocation to IBF to comply with min. CCR of 4%*	Required reallocation to IBF to comply with min. RWCR of 8%*
	Consol.	Islamic Banking	Consol.	Islamic Banking		
Bank A	12.08	4.10	12.54	4.82	-	68,427
Bank B	9.82	1.77	13.18	3.12	40,433	88,312
Bank C	14.41	4.31	15.80	5.71	-	3,306

Notes:

* Figures are in RM'000

** Consol. refers to consolidated figures

(出所) Guideline on Skim Perbankan Islam

“SKIM PERBANKAN ISLAM”という言葉と、中央銀行が定めた特殊なロゴを表示しなくてはな

らなくなっている。このロゴは、通帳、パンフレット、口座開設申請用紙、ローンの申込用紙などにも使われる。ロゴのサイズや言葉のフォントの大きさも定められている。銀行で配布される資料についてはすべて顧客に対しわかりやすくイスラム金融商品であることを示さなければならぬ。



(出所) Guideline on Skim Perbankan Islam

図6 IBSのロゴ

プロダクト申請に関しては、2003年12月に中央銀行が発行した新しいプロダクトの承認に関するガイドライン（Guideline on New Product Approval Requirements for Islamic Banking Institutions）に沿って行う。IBSを取得した機関は、IBSのオペレーションに関するインターナル・オーディットやシャリア・コミッティーの設置に努めなくてはならない⁵⁵。

IBSライセンスを取得した商業銀行は①当座預金、②貯蓄預金、③投資勘定（非特定と特定）により資金調達を行う。ライセンスを取得した投資銀行は、投資預金と短期預金（コール・マネー・デポジット、オーバーナイト・ファンデ、イスラミック・レポ）のみを受け入れ、最低預金額は50万リングである。それぞれ受け入れた預金はすべてイスラム金融手法で運用されなくてはならない。IBSライセンス取得機関はソブリンやコーポレート・スクーク、マネー・マーケット商品などに投資する。株式への投資は、Guidelines on investment in shares and interest in shares に沿ったものでなければならない。

会計制度については、コンベンショナルと別途財務諸表を作成することとなっている。IBS取得機関は、Guideline on Financial Reporting for Licensed Financial Institutions（GP8）に沿って財務諸表を作成する。ガイドラインには、イスラム銀行オペレーションについての開示基準が記載されている。

資金決済システムについても、コンベンショナルとイスラムの両方を分けなくてはならない。マレーシアでは1999年から中央銀行が運営するRENTASと呼ばれる銀行間決済システムがある。RENTASは大口決済に活用されるIFTS（Interbank Funds Transfer System）と国債や非上場債券の記帳決済をDVP（Delivery versus payment）で行うSSTS（Scripless Securities Trading System）があるが、SPIライセンス取得機関はこの2つのシステムへのアクセスをコンベンショナルとイスラムで分けなければならない。IBS取得機関は中央銀行にIslamic SPI current accountを開く。

IBSを取得した商業銀行と投資銀行に認可される事業は下記である。イスラム金融に反するビジネスをイスラム金融ビジネスとして提供することは許されず、商業銀行は株式の引受、投資銀行はマーチャント・バンク・ビジネスとして許されないビジネスが禁止されている。

⁵⁵ Guideline on the Governance of Shariah Committee for Islamic Financial Institution

IBS を取得した商業銀行に認可される事業：

- 貯蓄預金、当座預金、投資勘定などによる預金の受け入れ
- 手形の受理と発行
- 貸付、ハイヤー・パーチェス（買取選択権付賃貸借）（国内銀行）、インダストリアル・ハイヤー・パーチェス（設備リース）（外国銀行）
- コーポレート、投資に関するビジネスのコンサルやアドバイザリー業務
- 投資、運用代理業務
- ファイナンス（シャリア適格なファイナンス、リース、売掛債権買収、為替手形の購入、約束手形、譲渡性預金証書、引受保証など）
- 代理保証
- 外貨、金のビジネス
- 送金
- ユニットトラスト、不動産トラスト、クレジットカードとタカフルのエージェント
- 貸金庫サービス

IBS を取得した投資銀行に認可される事業：

- 投資勘定、短期預金（コール・マネー・デポジット、オーバーナイト・ファンド、イスラムレポ）（最低 50 万リングギ）
- コンサル、アドバイザリー業務
- 投資、運用代理業務
- ブリッジファイナンス
- 代理保証
- 外貨

3. 3 イスラム銀行規制・監督

3. 3. 1 プルーデンス（安定性、健全性、流動性）

コンベンショナルな銀行と同様の健全性をイスラム銀行が保つ必要があることから、マレーシア中央銀行は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）やイスラム金融サービス・ボード（IFSB）などの規定に基づいて、国内イスラム銀行向けに複数のガイドラインを作成している。自己資本比率やリスク・ウェイトなどコンベンショナルな銀行の健全性規制の基本項目が、イスラム銀行に対してはどのように適用されるのかを記述したのがガイドラインといえる。イスラム銀行の健全性にかかる主なガイドラインとその概要・補足説明は下記である。

1. Capital Adequacy Framework for Islamic Banks（Risk Weighted Assets）

目的：イスラム銀行のリスク・ウェイト資産の計算方法を定める。

内容：イスラム銀行のリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに分類される。信用リスクについては、貸付やリースにおいて、顧客の銀行に対する支払いが滞る場合、市場リスクについては利益リスク（コンベンショナルな銀行の金利リスクと同様）、為替リスク等の市場価格の変動により生じるリスク、オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人事、外部的事象により損失が発生するリスクである。別途中央銀行が発行しているコンベンショナルの銀行のリスク・アセットのガイドラインにはなく、イスラム銀行のみが被る独特なリスクは、市場リスクの中に分類される在庫リスク（イスラム銀行が資産を扱うことにより発生する価格変動リスク）である。しかし、在庫リスクに関しては、イスラム銀行は、資産を銀行で保有することがないように、顧客との間で資産を売却又はリースする契約を、あらかじめ結ぶ。ほぼ全てのイスラム銀行が事実上はこの手法により在庫リスクを回避しており、実際に銀行が在庫リスクを負うことはなく、仮に発生しても最小限にとどめられると考えられている。

その他、クレジット・デリバティブなど、シャリア不適格となる投機的な取引に関する条項はイスラム銀行のリスク・ウェイトのガイドラインにはない。また、マレーシアでは不動産投資はイスラム銀行のみに許容される業務範囲であるため、コンベンショナルのガイドラインには不動産投資に関する条項はない。また、オペレーショナル・リスクの一部としてシャリア・コンプライアンス・リスクがあり、イスラム銀行のオペレーションがシャリアに反する場合に発生する。

下記は、マレーシア中央銀行が発行するイスラム銀行のリスク・アセットのガイドラインに記載されている、イスラム銀行が資産を保有する可能性のある取引における在庫リスクの詳細と要求資本、それぞれの契約における在庫リスクの回避手法である。在庫リスクが発生する取引は、①ムラーバハ契約、②イジャーラ契約、③イスティスナ契約である

①ムラーバハ契約

ムラーバハ取引は、アセットファイナンス（乗用車、住宅等）に活用される。ガイドラインには、ムラーバハ契約には2種類あり、銀行がすでに保有する資産を顧客に、原価にマージンを上乗せした価格で売却するムラーバハ契約と、銀行が顧客との間に、顧客が資産を銀行から買い取る契約（agreement to purchase: AP）契約を結んだ上で、銀行が資産をブローカーから購入し、顧客に売却する MPO（Murabaha for Purchase Order）がある。また、AL は、拘束力のある場合（binding agreement）とない場合（non-binding agreement）と2種類の契約でストラクチャーすることができる。つまり、ムラーバハ取引は、①ムラーバハ取引、②AP の拘束力のある MPO、③AP の拘束力のない MPO の3種類に分けることができる。①と③について、顧客に売却するまでの間に銀行が資産を保有した場合は資産価値（簿価）の15%の資本を銀行が保有しなければならない。また、②のように顧客に売却することが予め契約上確立されている場合は、銀行は資産を在庫として保持しておく必要はないので、資本を保つ必要はない。

イスラム銀行は②の手法のように、顧客が指命する資産を保有する以前に、あらかじめ顧客

に対して資産を売却する契約を顧客と結ぶことにより、在庫リスクを回避する。前述の契約を結んでいるのにもかかわらず、顧客が資産の購入を拒否した場合には、銀行による資産の第三者への売却の際に実際に発生したコスト、又、売却した際の価格が、顧客が銀行へ資産購入の際に支払うべき価格を下回る場合は、その差額を、顧客が銀行に支払わなくてはならないことを契約として結ぶ。これにより銀行は在庫リスクを回避する。

②イスティスナ契約

イスティスナは、現時点で存在せず、最終的な購入者の要請により将来に建設または生産され、デリバリーされる資産を、購入者との間で決められた価格で銀行が建設者から買い取る、又は購入者に建設物を売却する契約である。イスティスナには、生産物又は建築物の売却者と購入者の間に銀行が仲介として入り、売買を行うパラレル・イスティスナと呼ばれる取引がある。

未完成の資産を顧客に売却する契約を結ぶイスラム銀行は、資産の価格リスクを被る。この場合イスラム銀行は、生産中の資産の在庫の価値の1.6%の資本を保有しなければならない。

イスラム銀行は、パラレル・イスティスナ契約において、資産の保有により発生する在庫リスクを回避している。パラレル・イスティスナでは、①銀行が顧客に建設物を売却する契約（Istisna Sale Agreement）と②銀行が建設業者から建設物を購入する契約（Istisna Purchase Agreement）を結ぶ。銀行は建設物を建設業者から低い価格で購入し、顧客により高い価格で売却することによって利益を得る。①と②による建設物を売却・購入する契約を契約の初期段階で結ぶことにより在庫リスクを回避する。建設業者が資産を引き渡ししない場合には、イスラム銀行が顧客に資産を引き渡す義務は履行できないことになるが、その場合にも、引渡の不履行による責任と損失は建設業者と顧客の間で分担される契約条件が一般的である。具体的には、建設業者が建設物の引き渡しに遅れた場合、顧客は未完成の建設物の購入を拒否するか、購入することができる。顧客が未完成の建設物の購入を拒否した場合は、①資産をトラストの管理下にいれ建設業者をエージェントとして指命する、②建設業者が購入者に対し、資産管理コストを請求する、③売却者の明らかなミスや怠りが原因でない限り、購入者が資産を保有するリスクを負う、といった条件で交渉・処理が行われるため、銀行が資産保有リスクを負うことはない。

また、イスラム銀行は購入者が建設物の受け入れを拒否した場合に、建設者を、市場価格又は同意した価格で売却させるエージェントとして顧客が指命するといった条項を、契約書に挿入させることで、イスラム銀行が在庫を保有することを回避することができる。

さらに、パラレル・イスティスナでは、建設物の購入者が、銀行に変わって契約内容に応じた建設プロセスが行われているかどうか監督を行うエージェントとして指命されるため、銀行は建設プロセスなどを監督する必要もない。

つまり、イスラム銀行はパラレル・イスティスナ契約により、建設物の購入・売却を契約上確保する、また、管理・監督義務を顧客や建設者に移転することにより在庫リスクを回避する。

③イジャーラ契約

イジャーラはリース契約であり、銀行（貸し主）が資産を借り主にリースする対価として賃料を受ける。イジャーラは、満期に資産の譲渡が行われないオペレーティング・イジャーラと、満期に資産の譲渡が行われるイジャーラ・ムンタヒヤ・ビットムリクの2種類がある。

イスラム銀行は、借り主が指命する資産を借り主に対しリースする。リース資産を取得する以前に、借り主とのリース契約（Agreement to Lease : AL）を結ぶことにより、銀行が資産を管理する上での在庫リスクを回避する。しかし、銀行がリース資産を保有している場合は、資産の価格変動リスクを被ることとなる。

イジャーラは、ALの拘束力がある場合と拘束力がない場合にストラクチャーすることができる。拘束力がないリース契約の場合は、リース資産を銀行が保有しているかたちとなるので、イスラム銀行は資産の市場価格の15%の資本を保有する必要がある。一方、拘束力があるリース契約の場合は、在庫リスクは発生しないが、レシーがリース料の支払いを怠った場合に銀行は資産を再リースするか、処分する必要がある。この場合、銀行がレシーから担保や保証金をあずかっている場合は、リスクはない。担保や保証金がない場合は、拘束力がないリース契約と同等のリスクを被ることとなる。拘束力があるリース契約で、担保や保証金がない場合の、オペレーティング・イジャーラ、イジャーラ・ムンタヒヤ・ビットムリクの契約のステージに分けられる市場リスクと資本コストは下記である。

実際に、マレーシアで行われているイジャーラ・ムンタヒヤ・ビットムリクでは、銀行が顧客にリースする資産を購入する。リース資産の登記は顧客の名義で行われるが、銀行がリース資産の受益所有権（beneficial ownership）を有するスキームとなっているため、銀行は、顧客の支払が滞った場合に資産の所有権を主張することができる。この権利行使により、銀行は資産を売却して損失を回復することができる。また、同契約では満期に資産が借り主に完全に譲渡されることが契約条件とされることで、銀行は資産を保有しせず、在庫リスクを負うことはない。

表 14 イジャーラ取引で発生する在庫リスクにより要求される資本

イスラム金融取引	契約のステージ	市場リスクと要求される資本
オペレーティング・イジャーラ	リース契約を締結する前に資産を銀行が保有している状態	リース資産の市場価格の15%
	リース契約を締結し、レシーによるリース料の支払を回収する状態	リース資産の残存価格の8%
	リース契約の満期に資産がイスラム銀行に返却された状態	リース資産の簿価の15%
イジャーラ・ムンタヒヤ・ビットムリク	リース契約を締結する前に資産を銀行が保有している状態	リース資産の市場価格の15%
	満期にレシーに資産が譲渡される状態	なし

(出所) Capital Adequacy Framework for Islamic Banks (Risk-Weighted Assets)

2. Capital Adequacy Framework for Islamic Banks (Capital Components)

目的：イスラム銀行の自己資本比率の計算。

内容：ガイドラインは、BCBSの自己資本規制を基に、イスラム銀行の適当な自己資本と資本構成を定める規定である。イスラム銀行のリスクにより生じうる損失を吸収する質の高い資本の適量性をはかる。イスラム銀行の自己資本はエンティティー・レベルで計上される。(外国の支店やラブアンの子会社を含む。) イスラム銀行業務を IBS により行うコンベンショナルな銀

行は、イスラム銀行事業のみの資本の計算を行う。

3. Capital Adequacy Framework for Islamic Banks (Internal Capital Adequacy Assessment Process : Pillar2)

目的：イスラム銀行と中央銀行による、①イスラム銀行による当ガイドラインに沿った内部評価プロセス、②内部評価プロセスの実施における質的環境を含めた、イスラム銀行の内部評価プロセスに関するレビュー・評価、についてのアセスメント

4. Disclosure Requirements (Pillar3)

目的：イスラム銀行の情報開示

内容：イスラム銀行の下記の情報開示について

- ①クレジット・リスクについてのスタンダードアプローチと内部格付けベースアプローチ
- ②マーケット・リスクについてのスタンダードアプローチとインターナルモデルアプローチ
- ③オペレーショナル・リスクについてのベーシックインジケータとスタンダードアプローチ

5. Guideline on Recognitions and measurement of Profit Sharing Investment Account (PSIA) as Risk Absorbent

目的：投資が伴うムダーラバ預金に関するリスクと、リスク・ウェイトの計算方法。イスラム銀行はムダーラバ (Profit Sharing Investment Account : PSIA と呼ばれる) で預金調達を行う。ムダーラバ契約では、預金者は銀行に出資し、銀行が投資や融資を行うことで生み出す収益を銀行とシェアする。損失が発生した場合は、イスラム銀行の不正行為や不祥事が原因でない限り、預金者が被ることとなっている。一般的にイスラム銀行の預金は、General Investment Account (GIA) と Specific Investment Account (SIA) の2つの種類に分けることができる。GIA については銀行が投資先又は融資先を決め、SIA については、預金者が運用先や融資先を指名し、両者が同意した運用を行う。SIA のクレジット・リスク、マーケット・リスクについては、Risk Weighted Capital Ratio の計算からはぶかれる。

6. Guideline on Minimum Capital Funds Unimpaired by Losses for Islamic Banks

有効日：2009年9月11日から有効

目的：金融セクターマスタープランで目的として掲げられているイスラム銀行産業の強化と拡大、リテール銀行、商業銀行、投資銀行、証券市場でのイスラム金融事業のスコープの拡大。

内容：イスラム銀行法第5条(1)において最低資本金 (Minimum capital funds unimpaired by loss) を保持しなければイスラム銀行ライセンスは付与されない。(第30条 D(1)(a)に同じ) イスラム銀行法第30条 D(1)(b)において外国機関においては、マレーシアの外にある機関の総負債が最低限なければライセンスが付与できない。IBA でライセンスを受けるイスラム銀行における最

低資本金は3億リンギとする。また、国際イスラム銀行 (International Islamic Bank) は、国際イスラム銀行のガイドライン (Guideline on International Islamic Bank) の5条において、子会社か支店として設置された銀行については千万リンギとなる。

1. のリスク・ウェイトの計算にあるように、イスラム銀行のリスクは、クレジット・リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクといったようにコンベンショナルの銀行のリスクと同じであるが、中にはインベントリー・リスクなどの資産を扱うイスラム銀行独特のリスクもある。その他に、イスラム銀行の特徴的なリスクとして、ディスプレイズド・コマーシャルリスク (Displaced Commercial Risk :DCR) があげられる。DCR とは、イスラム銀行が預金者へ支払う配当を定期的に一定額支払うことができなかつた場合に、預金者の預金引き出しに繋がるリスクである。つまり、DCR は Rate of return の低下から生じるリスクである。例えば、イスラム銀行が固定の配当を顧客に支払うムラーバハの預金サービスを提供していたとすると、イスラム銀行は、ムラーバハで売買される資産の価値の変動等により、一定の配当を顧客に支払うことができなくなる。イスラム銀行は利益平準化準備金 (Profit Equalization Reserve: PER) を設けてこのリスクを避けることが求められる。

また、マレーシアのイスラム銀行による流動性管理については、コンベンショナルの銀行とイスラム銀行のそれぞれのマネー・マーケットがあり、イスラム銀行は、シャリア適格な契約に基づいた貸借が行うことができる。マレーシアのイスラム銀行間マネー市場 (Islamic Interbank Money Market) は、1994年1月からオペレーションを開始している。オーバーナイトから12ヶ月間の期間で行われるムラーバハを活用した貸借や、レポ取引に代用されるセール・アンド・バイ・バック・アグリーメントなど様々な取引手法がある。マレーシアには、パーム油のコモディティ市場がコモディティ・ムラーバハの資産売買の市場として活用されている。

3. 3. 2 銀行規制・監督

マレーシアの銀行監督は、1985年マレーシア中央銀行法 (Central Bank of Malaysia Act 1958、現2009年マレーシア中央銀行法) により設立された中央銀行が行う。イスラム銀行法パート7第31条によると中央銀行は、イスラム銀行法、支店、エージェントや海外の事務所を含むイスラム銀行 (本社) の会計、勘定、契約を監督する。また、イスラム銀行法違反などの特定のケースにおいては、財務大臣が中央銀行に特別検査するように指示する場合もある。この場合、イスラム銀行は中央銀行に対して日々のオペレーションを示す報告書を提出しなければならない。報告書を提出しなかつた場合は、1日につき4千リンギの罰金がかかる。また、銀行の定款に変更がある場合などは申し出なければならない。(43条)

イスラム銀行の監督は、コンベンショナルな銀行の監督と同様に行われる。特に、イスラム銀行を監督する特別な部署が中央銀行に設けられているわけではない。監督の手法は、資産、流動性、要求資本水準、リスクマネジメントなどコンベンショナルとすべて同じであり、シャリアに関する監督を追加する。シャリアに関する監督としては、シャリア学者の承認を得たの

かどうか、得たとしてもそれを継続的にレビューしているのかどうか、レビューを行うシャリア・コミッティーを設置しているかどうか、シャリアのリサーチやトレーニングを行っているかどうかを監督している。マレーシア中央銀行の銀行監督に携わる規制当局、監督当局の部署は下記の通りである。

規制当局

Financial Sector Development 金融インフラ強化と金融セクタープロモーション

Financial Surveillance マクロプルーデンス監督

Prudential Financial Policy 法的枠組みの作成

Consumer & Market Conduct 市場行動政策の執行

Islamic Banking and Takaful イスラム金融に関する規制の作成、プルーデンス政策

Development Finance and Enterprise 開発機関に関する規制の作成

MIFC Promotion Unit マレーシア国際イスラム金融ハブに向けた政策の実施

監督当局

Financial Conglomerates Supervision 国内銀行グループである国内金融コングロマリットとイスラム銀行の監督

Banking Supervision 外国銀行、投資銀行、外国ライセンスをもつイスラム銀行の監督

Insurance and Takaful Supervision 保険会社、再保険会社、タカフルオペレーター、レタカフルオペレーター、インターナショナルタカフルオペレーターの監督

Payment Systems Policy 決済システムに関する政策の開発

Specialist Risk Unit 突然発生するリスクに対する対応

3. 3. 3 中央銀行以外の監督当局

証券に関しては、1993年証券委員会設置法（Securities Commission Act 1993）が制定され、証券委員会が設立された。そして、CMSA が2007年に制定された。その後、SIA（Securities Industry Act 1983）、FIA、Part IV Securities Commission Act 1993 がすべて統合された。CMSA については、Capital Markets and Services Regulations 2007, Licensing Handbook, Guidelines on Regulation of Markets などの解説書も発行されている。CMSA は、金融仲介業者にとって取得しなければならない唯一のライセンスである。また、1996年にラブアン島の監督機関であるラブアン・オフショア金融庁（Labuan Offshore Financial Services Authority : LOFSA）は、2010年ラブアン・イスラム金融サービス及び証券法（Labuan Islamic Financial Services and Securities Act 2010）に基づき設立されるイスラム銀行、イスラム投資銀行、タカフルの監督を行う。ラブアンは国際オフショアセンターを目指している。

3. 3. 4 シャリア規制

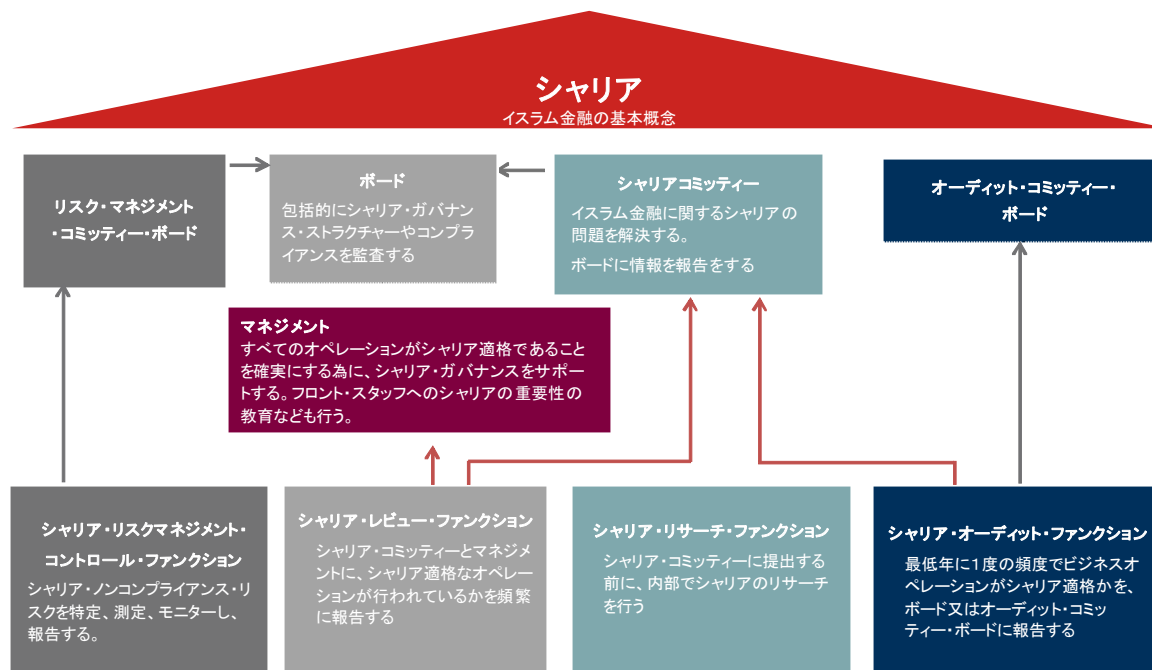
イスラム金融機関（Islamic financial institution）の定義は、「イスラム金融ビジネスを行う金融機関」であり、イスラム金融ビジネスとは、中央銀行が定める法律とシャリアに沿ったリング

建てか、その他の通貨で行われるビジネスであると定義されている。イスラム銀行のシャリア適格取引の規定を作成するのが、中央銀行の SAC である。2009 年中央銀行法第 51 条において、中央銀行が SAC を設置することが定められている。SAC の役割は、中央銀行とイスラム金融機関にシャリアに関するアドバイスを行うことである。同法 55 条(1)(2)では、イスラム金融機関がシャリアに関する問題がある場合は SAC を参照すること、また、イスラム金融機関のオペレーションに関し問題がある場合は SAC を参照するといったことが決められている。また、裁判所や仲裁においてシャリアに関する問題が発生する場合は、中央銀行法第 56 条において、SAC への参照が行われる。また、第 58 条においてイスラム金融機関が設置するシャリア・コミッティーの設定するシャリアのルールと SAC が規定するルールに矛盾が生じた場合は、SAC が規定するルールに従うとある。

マレーシアのイスラム金融を提供するすべての銀行や金融機関にはシャリア・ボードが設置されている。シャリア・ボードは、前述の SAC が決定したルールに従わなくてはいけなくなっている。同法 58 条では、シャリア・ボードと SAC のルールが矛盾した場合は SAC のルールに従うとある。

実際には銀行が良いシャリア学者をシャリア・ボード・メンバーに選抜するのは困難とされる。マレーシアでは海外からもシャリア学者を雇う。シャリア学者は、シャリアの知識と金融の知識の両方を身につけなくてはいけない上に、バイリンガルで言語ができるなど高いスキルを要する。シャリア学者は月に 2~3 時間、銀行のためにアドバイスをを行う。電話でのコミュニケーションも多い。マレーシアでは一つの銀行のシャリア・ボードは 5 人の学者により構成される。現在どの銀行もシャリア・ボードを設置することが義務付けられているが、マレーシアのように、どこの銀行のシャリア・ボードと名づけるべきではないと指摘されている。何かシャリア上の問題が発生した場合に、その商品を承認した学者に問題があると思われるればよいが、銀行の名前がコミッティーにつけられると銀行が責任を取らなくてはならなくなるからである。

シャリア規制については、中央銀行は、2002 年に Summary of National Shariah Advisory Council Decisions for Islamic Banking and Takaful (Summary of SAC Decisions)、2007 年にシャリア・レゾリューション (Shariah Resolutions in Islamic Finance) を発行した。レゾリューションは 2010 年に改訂版 (Shariah Resolutions in Islamic Finance (2nd Ed)) が発行されており、前述の 2 本がまとめられている。1997 年から 2009 年までに SAC が決定した事項として、シャリア学者の役割、イスラム金融取引の概要、イスラム銀行の商品、タカフル、会計制度や破綻処理等すべてが記載されている。



(資料) Shariah Governance Framework for Islamic Financial Institutions より筆者作成

図7 シャリア・ガバナンスの枠組み

3. 4 税制・会計

3. 4. 1 税制

イスラム金融取引を正当化するために、マレーシアで採られた税制改正措置は下記である：

Stamp Act 1949

印紙税法が改正される以前は、イスラム銀行の BBA 取引において従価税が、銀行が住宅を購入した時点と売却した時点で2回課せられる状態であった。そこで、Stamp Act 1949 の 14A 条が盛り込まれ、印紙税の二重課税が排除となった。

Income Tax Act 1967

マレーシアにおいても税制上、イスラム金融の契約において発生した収益を受取利息と同様の取扱いとするとしている。Income Tax Act 第2条(7)ではイスラム金融取引において発生した収益を受取利息とみなすとして、IBA 第15条(1)(b)は、イスラム銀行に対する所得税（ザカー

ト)の支払に関して定めている。

Real Property Gains Tax Act 1976

銀行が住宅を売買するにあたって、Real Property Gains Tax (RPGT)がかかるが、1976年不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax Act 1976) Schedule 2 に新たに挿入された条項 (new paragraph 3(g)) では、シャリア適格な取引において、銀行が不動産を売却する際に発生する収益に関しては非課税とするとある。

その他：

- 2007年予算において、2007年から2016年の間、シャリア・ファンドが受け取る管理報酬 (management fees) は非課税とされている。
- 2007年予算において、Income Tax Act 1967によりIBAによりライセンスを受けるイスラム銀行とIslamic banking unitsが居住者との契約を含む国際通貨で行うイスラム金融ビジネスにより発生した収益については10年間完全非課税とする。また、Takaful Act 1984のライセンスにより設立されたタカフルやタカフルユニットについても同様の非課税措置が10年間とられる。これは、マレーシア通貨については適応されない。
- マレーシア国内にIBAにより設立されたイスラム銀行が、国外の金融機関等に支払うProfit (利益) を非課税とした。
- 2007年予算において、ムシャーラカとムダーラバについてはパートナーシップ契約の課税対象としないことが決められた。
- 2007年予算において、イジャーラ、イスティスナ、ムダーラバ、ムシャーラカ等のスキームにより発行されたスクークの税額控除が決定されたが、3年延長となり2010年まで適応可能となった。
- 2008年予算において、MIFC事務局に認定された非居住者のイスラム金融専門家が受ける収益に対する非課税措置が告示された (Income Tax (Exemption) (No3) Order2008)。期限は2007年9月8日から2016年12月末までである。
- 外貨建てで行われるイスラム金融の契約については2007年から2016年の12月までの10年間、100%の免税となる。
- スクークを発行する目的で発行されたSPVは課税対象とならない。

3. 4. 2 報告制度 (会計・統計)

マレーシアの会計基準は、財務省の管轄下にあるマレーシア公認会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants) が1967年会計士法 (Accountants Act 1967) により規定している。また、Financial Reporting Act 1997により、マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board : MASB) が会計のスタンダードを発行している。マレーシアでは独自の国内会計基準であるFRS (Financial Reporting Standard) が取り入れられている。

イスラム銀行の為の独特な会計基準はマレーシアにないが、イスラム銀行の会計に関するガイドラインに財務諸表における報告例などが書かれている。イスラム銀行の会計手法について

は、中央銀行により、イスラム銀行の財務報告のガイドライン（Guidelines on Financial Reporting for Licensed Islamic Banks:GP8-i）が2005年7月1日に発行された。ガイドラインには、1965年会社法（Companies Act 1965）により報告が義務づけられているイスラム銀行の報告方法が記載されている。当ガイドラインはイスラム銀行法によりライセンスを取得した金融機関に対し適用される。BAFIAによりイスラム金融ビジネスを展開するコンベンショナルな銀行については、コンベンショナルな事業と分けた財務諸表の報告に加え、当ガイドラインの報告形式にも従うこととなる。

イスラム銀行は1965年会社法により定められた、会計基準審議会の発行するガイドラインに沿った報告を行うに加え、上場している銀行に関しては取引所（Bursa Malaysia Securities Berhad）が定める情報開示規定に従うこととなっている。また、中間・年次報告に加え、イスラム銀行は、Financial Institutions Statistical System（FISS）による統計報告についてのガイドライン（Guidelines on Submission of FISS Reports）に基づいた報告が義務づけられている。

世界的にIFRSの取り入れが行われていることから、2008年8月にマレーシア会計基準審議会は、2012年1月1日までに中間・年次報告にかかる現在の国内会計基準であるFRS（Financial Reporting Standard）からIFRSへの転換を指示した。

イスラム銀行は、コンベンショナルの銀行と異なり、資産の売買を行うことが特徴的であるが、英国の事例同様、イスラム銀行による資産の売買は会計上記録されることはなく、貸付（Financing/Loan）として記録される。規定されているガイドラインも、「Lending」を「Financing」と記載するなど語彙の違いを除いては特にコンベンショナルの銀行の財務諸表と異なる点はない。

3. 5 預金保険制度と破綻処理

3. 5. 1 預金保険制度

現在、イスラム金融の為の特別な預金保険が設けられているのは世界でスーダンとマレーシアのみである。スーダンではイスラム預金保険が1996年に始まり、マレーシアでは2005年に取り入れられた。また、トルコでは2001年にイスラム預金保険の開設があったものの、2005年にコンベンショナルのシステムと併合された。

マレーシアの預金保険制度の起源となるのは、金融セクターマスタープランにおいて設置された預金保険のタスクフォースである。マレーシア預金保険公社（Perbadanan Insurans Deposit Malaysia：PIDM）の設立以前には、黙示的に預金は保証されているものだと一般の顧客には理解されていた。その後、1998年のアジア通貨危機においては、政府が預金元本が100%保証されることを明確に表明した。これは、香港やオーストラリアなどの周辺諸国が100%の預金保証を発表したため、マレーシアもシンガポールとともに追随しなければいけなくなったからで

ある。

その後、2005年預金保険公社法（The Malaysian Deposit Insurance Corporation Act, MDIC2005）によって、PIDMが設立された。以前からマレーシアにはイスラム銀行が存在したので、PIDMは、コンベンショナルな銀行とイスラム銀行にそれぞれ預金保険サービスを提供する機関として設立された。MDIC2005の制定に伴い、IBAに新たに条項が盛り込まれ、イスラム銀行の預金が保証されることとなった⁵⁶。

PIDMの預金保険基金はイスラム銀行向け基金とコンベンショナルな銀行向け基金の異なる2つの勘定に分けられている。イスラム銀行とIBSを取得したコンベンショナルな銀行も、保険料を支払う。すなわち、マレーシアのすべてのイスラム銀行はPIDMの預金保険への加入が義務づけられている。

すべての銀行は、新しいプロダクトを提供する場合は、PIDMに報告し、当該プロダクトが保険の対象となるかどうか、保険料がいくらになるのかを議論しなければならない。

預金保険加入機関に課される保険料（プレミアム）の計算は、それぞれの銀行の格付けによって異なる。格付けは4段階に分けられ、イスラム銀行とコンベンショナルな銀行で符号は同じである。保険料水準は、リスクが低い順にそれぞれ保険対象預金額の①0.03%、②0.06%、③

表 15 マレーシアの銀行の格付けと保険料水準

格付け	保険料水準	最低保険料 (単位:リンギ)
カテゴリー1	0.03%	100,000
カテゴリー2	0.06%	200,000
カテゴリー3	0.12%	400,000
カテゴリー4	0.24%	800,000

(出所) マレーシア預金保険機構 2011年年度報告書

0.12%、④0.24%となっている。1年間に1行の銀行が納める最低保険料は格付けにより①10万リンギ、②20万リンギ、③40万リンギ、④80万リンギとなっている(表13)。なお、上記の格付けの判断においては、量的な要因が60%で、後の40%は質的な要因が考慮される。PIDMによる保証の上限は、すべての預金種別において、一口座又は一機関当たり、25万リンギである。イスラム銀行口座向けの保険基金の構造・運用は、カファラ（保証）というイスラム金融取引により行われる。別の言葉で言えば、シャリア上、金銭の補償はボランティアで行われるものであり、PIDMは保険料を契約上受け取ることができないが、PIDMが預金の保証体となる代わりに、その対価として、イスラム金融機関の任意（寄付）で支払われる年間プレミアムを受ける形をとる。

マレーシア中央銀行のSACは、MDICによるイスラム預金保険制度を、銀行の破綻問題を解

⁵⁶ 2010年にはタカフルの契約者に対して、万が一タカフル保険会社が破綻した場合に補償を行うための専門の預金保険制度も始まった。

決する公益（マサラハ）なものであり、シャリア上合法とするという解釈をとっている⁵⁷。一方、PIDM のイスラム銀行用の保険基金が不足した場合にも、コンベンショナルの基金から借りることはできない。

ファンドに資金がなくなった場合は、PIDM のイスラム預金保険ファンドについてはスクークを発行するなど財務省又は政府からシャリア適格な借入を行わなくてはならない。コンベンショナルの場合は債券を発行する。

これまで、マレーシアでイスラム銀行が倒産したケースはない。銀行が困難に陥った場合はマレーシアでは合併することを強いられる。実際に 98 年の危機では複数の小規模なファイナンス・カンパニーが合併され、今の商業銀行のいくつかを形成している。

コンベンショナルな銀行については預金保険の対象となる預金口座に優先度はないが、イスラム銀行の預金口座の場合は異なる。ムダーラバ、ワディア、カルド、ムラーバハを活用した普通預金、当座預金、投資口座などが保険対象となる。レポやユニット・トラストなどは保険の対象にならない。

イスラム銀行の預金は、①ムダーラバ口座と②ムダーラバ以外の口座（ワディア、カルド等）に分けることができる。①は、投資契約に基づき、非元本保証でリスクが大きい。②は元本保証でリスクが小さい。中央銀行の SAC の発行する、シャリア・レゾリューション第 111 条において、ワディア預金は、シャリア上、保護預かり契約に基づくため、元本保証が契約義務となる。しかし、ムダーラバ預金については、シャリア上、投資契約となるので、預金額の保証は第三者による保証のみが許されている。顧客と銀行間での投資契約に基づくムダーラバ契約における第三者の保証は、全額の補償が義務ではなく、顧客のパートナーである銀行のミスによって損失が発生した場合にのみ保証しなければならなくなる。これにより、元本保証が契約上約束されるワディア預金は、ムダーラバ預金に優先されることとなっている。

集められたプレミアムは、イスラムとコンベンショナルで別々のファンドとして運用される。PIDM では、コンベンショナルな預金保険ファンド、イスラムの預金保険ファンド、ライフ・インシュランス・ファンド、ジェネラル・インシュランス・ファンド、ファミリー・タカフル・ファンド、ジェネラル・タカフル・ファンドと 6 つのファンドを運営する。

イスラム預金保険ファンドは、運用手法や運用先もシャリア適格でなくてはならない。PIDM は政府又は中央銀行により発行されるスクークへの投資を行う。

イスラム金融機関が破綻に陥った場合は、PIDM は 3 ヶ月以内にイスラム保険ファンドから手当を支払わなければならない。ムダーラバでない預金口座には、ムダーラバの預金口座より優先して保険料が支払われることとなっている。

2005 年から 2007 年にかけて PIDM のイスラム預金保険料は、固定プレミアム制であったが、2008 年以降は、銀行のリスク・プロファイルによって変動プレミアムが課されることになった。IBS を取得したコンベンショナルな銀行についても、預金のサイズによって、イスラム銀行に設定されるのと同じ水準のプレミアムの支払いが課される。

⁵⁷ マレーシア中央銀行「Shariah resolution in Islamic Finance」第 101 条 basis of rulings 参照。

イスラム預金保険の設立は、イスラム銀行の預金規模が各国で少額であること、預金がムダラバといった損益分配のかたちで行われた場合に預金保険を適応するシャリア上の問題などがある。PIDM は各銀行に PIDM のステッカーを張ること、広告にて顧客に預金保険がついていることを知らせること、顧客に対し、自らが利用する預金口座が、預金保険が付与された口座と理解した、と署名により確認することを義務づけている。

PIDM と中央銀行は協働で預金保険加入金融機関のリスクアセスメントを行う。ただし、中央銀行がプライマリーな監督者であるので、PIDM は通常、オンサイトの銀行監督はしない。

3. 5. 2 早期是正措置と破綻処理

2011年預金保険法（前述の MDIC2005 の廃止により新たに制定された預金保険法）第 56 条において預金保険に加入している銀行が破綻した場合には、前述のように、破綻命令の発令された 3 ヶ月以内に保険金を支払うことが規定されている。

中央銀行の SAC が発行している、シャリアの規定が記載されているシャリア・レゾリューションの 117 条において、IBS を取得したコンベンショナルな銀行がもつイスラム金融部門（Islamic Banking Division : IBD）は、コンベンショナルな銀行とは別の解散方法により解散することになるが、負債がすべて解消したあとに余剰金がある場合は、コンベンショナルな余剰金をイスラム金融部門に回すことができる。また、イスラム金融部門の余剰金をコンベンショナルな金融部門にまわすこともできる。更にシャリア・レゾリューション 118 条によると、1995 年に中央銀行は、IBS を取得したコンベンショナルな銀行が破綻に陥る危険性がある場合は、コンベンショナルな銀行から借り入れることを許可した。

4. 日本への示唆

4. 1 イスラム金融法制の必要性

イスラム教徒が多い諸国では、既に国際的に普及しているコンベンショナルな銀行制度と同じ経済効果を生み出すが、教義に反する利子を取り込まない銀行としてのイスラム銀行設立の需要があった。ただし、同じ経済効果といっても、コンベンショナルな銀行とイスラム銀行では、顧客との間に結ぶ契約内容が異なる。内容によっては、銀行と顧客間の関係性も異なることとなる。

諸国でのイスラム銀行法制制定の経緯を探ると、マレーシアの事例ではイスラム銀行をコンベンショナルな銀行と別のものとして扱い、既存のコンベンショナルな銀行の法制度と別にイスラム銀行法制度を整備し、イスラム銀行の契約や内容を明確にして規制を作成した。一方、

英国では、経済効果だけに着目し、イスラム銀行をコンベンショナルな銀行と同じものとして扱い、コンベンショナルな銀行の法制度においてイスラム銀行を規制している。

新たな法制度の必要性という点では、既存のコンベンショナルな銀行法で資産の売買が許されるかどうかが重要となる。マレーシアでは、初のイスラム銀行設立に際し、既存の銀行及び金融機関法ではイスラム銀行の契約で多く扱われる資産の売買が許されていなかったため、イスラム銀行法を新たに制定し、イスラム銀行とイスラム銀行業務を行うコンベンショナルの銀行による資産の売買を認めた。一方英国では、銀行による資産の売買が認められていたため、新たに法制度を制定する必要がなかったといえる。

マレーシアが特別な法制度を制定した背景には、シャリア・ガバナンス（銀行業務がシャリア上、適法な形で運営されているかを統治する仕組み）を確保したかったという要因もあげられよう。イスラム銀行法第3条(5)(b)において、中央銀行が認可した、銀行のオペレーションとビジネスがシャリア適格であることを承認するシャリア・ボードの設置が必要とされている。更に、同法13条Aにおいて、イスラム銀行によるSACの規制の遵守を義務づけている。一方英国では、特にイスラム銀行ビジネスを規制する銀行法が制定されていないこともあり、シャリア・ボードの設置が義務づけられていない上、遵守されるべき国家でのシャリア規制は存在しない。

マレーシアの事例は、イスラム銀行独特のルールを整備することで、諸国のシャリア適格性を重視するイスラム教徒の預金者や投資家の信頼性を高める可能性もあろう。一方で、新たな法の制定はコストがかかるといったデメリットもある。マレーシアの場合には、イスラム諸国の中でもいち早くイスラム銀行法を制定したことから、現在、他のイスラム諸国での法改正や制定を助けるルールセッター的な役割も果たしており、イスラム金融の国際センターとなるという政策目標に沿った取り組みであったと評価される。英国の事例は、コストがかからない一方で、預金者や投資家にとってイスラム銀行とコンベンショナルの銀行の違いがわかりにくく、シャリアの適格性も不明確であることが課題であろう。

日本では銀行法上、不動産業や商品取引業を営むことが許されていないため、日本国内でのイスラム銀行業務を念頭に入れた場合には、法改正または新しい法の制定は不可欠であるといえる。

4. 2 イスラム銀行法制の論点

4. 2. 1 業務規制・ライセンス

英国とマレーシアでは、イスラム銀行を規制する法制度が異なることから、業務規制やライセンスは異なるが、基本的にコンベンショナルな銀行と同等のビジネスを行うことができる体制が整っている。

英国に関しては、イスラム銀行法が制定されていないことから、ユニバーサルバンクとしてコンベンショナルな銀行が提供できるサービスを、イスラム銀行が提供するイスラム銀行サー

ビスというかたちで提供することができる。イスラム銀行の業務規制は存在せず、銀行がイスラム金融ビジネスを行う際にライセンスも必要ない。イスラム銀行のサービスやプロダクトは、コンベンショナルな銀行取引として扱われる。

一方マレーシアでは、イスラム銀行法下でイスラム銀行ライセンスが付与される。イスラム銀行ライセンスは、コンベンショナルの銀行のライセンスと異なり、ユニバーサルバンク的で、シャリア適格であればリテール、ホールセールのどちらのビジネスも行うことができる。更に、税制面で優遇される外貨建てのイスラム銀行ビジネスに特化した国際イスラム銀行ライセンスもある。また、イスラム銀行ライセンスとは別にコンベンショナルの銀行がイスラム銀行業務を行うことを認可する IBS や外貨建てのイスラム金融事業を行うことができる IIBU といった承認制のシステムもある。イスラム銀行の業務規制は、イスラム銀行法上、シャリア適格な銀行ビジネスとされているが、業務内容やプロダクトの詳細に関しては中央銀行が発行する各種ガイドラインに記載されている。

英国ではイスラム銀行をコンベンショナルな銀行と全く同等に扱う姿勢をとることにより、イスラム銀行のコンベンショナルの銀行に対する競争性が強められる。イスラム銀行のサービスなどが向上する効果が期待されるといえる。更に、コンベンショナルの銀行がイスラム銀行ライセンスを取得する必要がないことは、銀行にとってコストがかからないといったメリットがある。しかし、業務範囲の制定やプロダクトの詳細が規制当局レベルで統一されていないことは、預金者や投資家にとって混乱をまねく可能性がある。

一方マレーシアでは、ライセンスが異なり、銀行側の観点からは、ライセンスの種類が多く複雑であるが、ガイドラインにより詳しい業務範囲が記載されていることから預金者、投資家にとってわかりやすい。中央銀行に SAC が設置され、イスラム金融取引のシャリアの準拠が確保され、ガイドラインにより国内でのプロダクトの統一がなされているため、英国で起こりうる銀行界でのプロダクトの違いなどは出てこない。しかし、マレーシア国内で認められるシャリア適格取引が、一般的にシャリアの解釈が異なる中東などで受け入れられないといった場合は、英国のような柔軟な取り入れ方の方が国際的にプロダクトのマーケティングがしやすいといった可能性もある。

4. 2. 2 プルーデンス規制（自己資本・流動性など）

英国とマレーシアの両国において、イスラム銀行の自己資本、流動性管理などはコンベンショナルの銀行と同レベルのリスク管理や健全性の確保が必要という見解である。

英国においては、金融サービス機構 (FSA) が自己資本や流動性管理についての監督を行う。イスラム銀行のリスクはコンベンショナルの銀行と同じであり、唯一異なるのはシャリア適格な金融取引を行うことに伴う信用リスクであるにとらえられている。また英国のイスラム銀行は、コモディティ・ムラーバハにより流動性管理を行い、英国のソブリン・スークがないため、IDB の発行するスークが流動資産として認められている。イスラム銀行のリスクは、コンベンショナルの銀行と同じとし、自己資本比率規制も同じとなっている。また、英国におい

でのシャリア適格な流動性管理も違法とされない。

一方、マレーシアにおいては、中央銀行が、BCBS や IFSB の国際基準に基づいた銀行の自己資本規制に関するガイドラインを発行している。コンベンショナルとイスラム銀行それぞれの自己資本のガイドラインが適応されている。自己資本規制については、両ガイドラインはほぼ同じであるが、コンベンショナルの銀行に含まれるクレジット・デリバティブ等の条項はイスラム銀行には含まれず、資産の保有において発生するインベントリー・リスクや、イスラム銀行にのみ許される不動産の投資についての条項についてはコンベンショナルの規制には含まれていないといった違いもみられた。流動性の管理については、IIMM が確立されており、ムラーバハの銀行間ローンが行われている。また、中央銀行は短期のソブリン・スクークを発行している。

日本国内でイスラム銀行が設立されると仮定すると、マレーシアのように既存の銀行規制とは別に規制の体系やガイドラインを整備することは、社会・経済的ニーズに照らして見合わないと思われる。一方で、英国のアプローチで健全性規制上の問題が起こった事例もないことから、イスラム銀行取引に既存のプルーデンス規制を通用していくことが可能といえる。また、日本でイスラム銀行が設立された場合、英国の事例同様、ムラーバハを活用した流動性管理とスクークの売買を可能とすることを検討する必要がある。

4. 2. 3 会計・税制

英国とマレーシアの両国において、イスラム銀行独自の会計制度はない。税制に関しては、両国において、イスラム金融のみに発生しうる二重課税を回避するための税制改正が行われた。

英国では、イスラム銀行はコンベンショナルな銀行と同様に IFRS を会計基準としている。イスラム銀行の財務諸表をみると利子といった文言はなく、イスラム銀行の契約が記載されているものの、実質的な独自の会計制度があるわけではない。また、財政法に初めてイスラム金融が盛り込まれた。財務省はイスラム金融税テクニカル・ワークグループを設置し、税制改正に取り組んだ。イスラム銀行取引は代替的金融取引 (Alternative financing arrangement) と称され、それにかかる二重課税の問題を解決するために印紙土地税やキャピタルゲインが非課税とされた。イスラム銀行の預金に支払われる配当は、コンベンショナルの銀行の利子と同じとみなし非課税とする措置をとった。

マレーシアにおいても英国同様、国内基準として FRS が採用され、イスラム金融独自の会計制度はない。しかしマレーシアにおいては、中央銀行がイスラム銀行の定期的な財務諸表の報告例を記載したガイドラインを発行している。また、コンベンショナルな銀行がイスラム金融を行う場合も、当ガイドラインに基づき、コンベンショナルな銀行事業と別途財務報告をしなければならない。税制改正については、印紙税、所得税、不動産譲渡益税の改正により二重課税を避ける措置がとられた。マレーシアも英国同様にイスラム銀行契約により発生した利益で顧客に分配されるものは、利息としてみなすこととしており、所得税の対象とはならないことが所得税法で決められている。

日本では、2008年に邦銀の子会社によるイスラム銀行業務が認められた。また、2011年に特定目的信託の発行する社債的受益権をスクークとして、国外の投資家が日本で発行されたスクークを購入する際にかかる税制などが改正された。しかし、国内の銀行本体でのイスラム金融事業の展開を想定した税制改正等はまだまだなされていない。今後は例えば、子会社にイスラム金融業を認めた際の議論と同様に、「宗教上の規律の制約に従う実物取引」を「金銭の貸付」と同視し、配当を非課税とするといった対応が考えられる。

4. 2. 4 預金者保護

英国とマレーシアではイスラム銀行はどちらも国の預金保険機構に加入することとなっているが、特にムダーラバのようなパートナーシップ契約に基づく預金について2カ国では扱い方が少し異なっている。

英国で初めてイスラム銀行が設立された際に、ムダーラバの預金に預金保険をかけることはシャリヤ的に認められないのではないかといった議論が行われた。英国にはシャリヤの規制がなく、シャリヤの解釈をする国の委員会もない。そこで、預金保険はイスラム銀行のすべての預金に適応されるが、預金者が希望すれば個人的に受け取らないことも認めるオプト・アウト方式をとった。

マレーシアでは、中央銀行のSACが、イスラム銀行のムダーラバのパートナーシップに基づく預金に預金保護を適用することはシャリヤ適格であるとしている。更にマレーシアでは、コンベンショナルな銀行とイスラム銀行の預金保険ファンドを分けており、それぞれ適切な手法により運用されている。

4. 2. 5 監督・検査体制

英国では金融サービス機構（FSA）、マレーシアでは中央銀行がイスラム銀行の監督機関となっている。両国ともにイスラム銀行を特別に監督する部署があるわけではなく、コンベンショナルな銀行監督と同じ組織によって監督されている。

英国には、イスラム銀行を特別に監督するチームはない。FSAは宗教的な監督は行わないとし、イスラム銀行がシャリヤ適格な取引を行っているかどうか、資本がコンベンショナルのファンドと混ざっていないかなどは一切監督していない。

マレーシアにおいては、中央銀行の銀行監督部署によりイスラム銀行監督がコンベンショナルな銀行監督と同様に行われる。監督方法は、資産、流動性、要求資本水準、リスクマネジメントなどコンベンショナルと同じであるが、シャリヤに関する事項も監督項目としてある。具体的には、シャリヤ学者の承認を得ているかどうか、得たとしてもそれを継続的にレビューできているかどうか、シャリヤ・コミッティーの設置、シャリヤ・リサーチ、トレーニングの施行などが行われているかどうか監督される。

日本国内でのイスラム銀行の取り入れの際に議論となるのは、日本でマレーシアのようなシャリヤ規制を導入するか、英国のようにシャリヤに関する規制を一切行わないこととするかの

どちらかとなる。マレーシアの事例を取り入れる際には、国内での SAC の設置が必要となる。この点では、日本国内にシャリア学者を呼ぶほかは、日本国内に必要な人材がいるかどうかという問題点がある。また、民間のイスラム銀行にもシャリア学者の設置が必要となり、シャリア・レビューを行う人材がないことが問題となる。

シャリア以外の銀行監督については、英国とマレーシアの事例でみられたように、日本の金融庁の銀行監督部署が監督することとなるだろう。

4. 3 まとめと日本への示唆

4. 3. 1 日本の金融機関が海外においてイスラム金融業務を展開する場合

日本の銀行が海外においてイスラム金融業務を展開する際に、ライセンス取得の必要性や規制の体系は、進出する国により異なる。

例えばマレーシアでは、日本の銀行法に基づいた支店を開業することが認められていない。日本の銀行がマレーシアにてイスラム金融業務を行う場合には、現地の法律に基づいてイスラム銀行ライセンスを取得し、マレーシア中央銀行の監督下に入ることが求められる。具体的には、BAFIA に基づく銀行を設立し、IBS や ICBU といった認可を得るか、イスラム銀行、国際イスラム銀行のようなライセンスを取得して行うことができる。実際、すでに日本のメガバンクはマレーシアにおいてイスラム銀行業務を展開している。

英国で同じようにイスラム銀行業務の展開を試みるとすると、二つのケースが考えられる。一つ目は、英国法に基づいて銀行を設立し、そこでイスラム銀行事業を展開すること。二つ目は、日本法に基づいて英国に銀行支店を設立し、イスラム銀行事業を行うケースである。二つ目のケースは、英国だけにとどまることではないが、支店の開業が許される国におけるイスラム銀行業務展開のパターンとなる可能性があるが、邦銀の日本本社、本体を規制・監督する上で必要な措置が生じると考えられる。

まず、邦銀の業務範囲規制の見直しである。この際、イスラム金融取引の性質を、銀行の「固有業務」ととらえるべきか、「付随業務」ととらえるべきかなどの論点が生じよう。上記のケースでは支店での展開を想定しているが、銀行と同一の持株会社傘下にある子会社、あるいは日本に所在する子会社の支店によって展開する場合には、銀行持株会社が子会社とできる業務が限定されているため、グループ会社の業務範囲規制との兼ね合いも検討する必要があるだろう。

もう一つの論点は、邦銀がイスラム金融業務を営んだ際に、グループとしての経営管理、財務の健全性、業務の適切性などを、どのように監督していくかという点である。シャリア適格性の観点から業務の適切性を検査・監督していくというのは、現在の日本においては人材・スキルの点から現実的とはいえず、イスラム金融業務が一定の規模やグループ経営への影響度を持たない限り、英国のように、監督当局は業務のシャリア適格性に責任を負わないとする判断もありえよう。その場合でも、英国およびマレーシアが、イスラム金融業務運営に伴い健全性、流動性の規制レベルを変えることはしていないという点には留意すべきである。

財務報告制度や開示制度については、英国のようにイスラム銀行をコンベンショナルの銀行と同等に扱うといった方向性もありえるが、投資家やカウンターパーティにとって理解しやすい手法が望まれよう。その点、マレーシア中央銀行のようにガイドラインの策定により、情報の把握・分析を容易にする工夫などが求められよう。

4. 3. 2 海外の機関が日本においてイスラム金融業務を展開する場合

海外の機関が日本においてイスラム金融業務を展開する場合には、日本の銀行の業務範囲規制において、資産の売買が認められる必要がある。あるいは、出資法（出資の受入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律）の中でイスラム金融取引を位置づけるという方策も可能性があろう。

また、資産の売買に係る税制上の対応を行う必要もでてくる可能性があるが、この際、英国・マレーシア等ではイスラム金融取引と一般の金融取引の実質的な同等性を認め、あるいはイスラム銀行とコンベンショナルな銀行との競争の公平性に配慮して、税制を調整していることに留意しなければならない。

上記の法改正、税制改正のほかにも、シャリア規制、(イスラム金融取引特有の)流動性規制(担保となっている資産やイスラム銀行の運用対象として最も有力視されるスクークをどう扱うか)、預金保険制度上の適応、イスラム金融取引の銀行財務上の取扱や開示規制などが論点となる。例えばイスラム銀行の財務報告が金融機関ごとに独自になされるのでは、預金者や投資家、カウンターパーティには適切な判断材料とならない。マレーシア中央銀行のように法規制ではなくガイドラインの形で、イスラム銀行の財務報告フォーマットを統一し、明確にするといった手法も検討されるべきである。シャリア規制については、日本において政府機関レベルでシャリア・ボードを設置するマレーシア型の対応はとりにくく、英国のような既存の法規制の中でイスラム金融取引を位置づけ、シャリア適格性の判断について政府はコミットしない方向がやや現実的と考えられる。

その他の論点については、英国・マレーシアともコンベンショナル銀行とイスラム銀行を差別しないというのが基本的な考え方であり、そのような方向性が望まれよう。

参考文献

Nik Norzrul Thani, Mohamed Ridza Abdullah, Megat Hizaini Hassan. (2010), *Law and Practice of Islamic Banking and Finance*, Sweet & Maxwell Asia

Nik Norzrul Thani, Aida Othman, Megat Hizaini Hassan, Mohd Sofiyuddin Ahmad Tabrani, Mohd Hariz Daud, Iqbal Jusoh, Baharudin Atan, *An Introduction to Islamic and Conventional Corporate Finance*, Sweet & Maxwell Asia

- Abdul Karim Aldhoni, (2011), *The legal and Regulatory Aspects of Islamic Banking*, Routledge
Research in Finance and Banking Law
- Nethercott Eisenberg, (2012), *Islamic Finance Law and Practice*, Oxford University Press
- Warde Ibrahim (2010), *Islamic Finance in the Global Economy*, Edinburgh University Press
- FSA (2007) "Islamic Finance in the UK: Regulation and Challenges",
(http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/islamic_finance.pdf)
- HM Treasury (2008) "The development of Islamic finance in the UK: the Government's perspective"
(http://www.hm-treasury.gov.uk/d/islamic_finance101208.pdf)
- HM Treasury(2008) "Government sterling sukuk issuance: a response to the consultation"
(http://www.hm-treasury.gov.uk/d/consult_sukukresponses020608.pdf)
- HM Treasury (2008) "Government sterling sukuk issuance: a consultation"
(http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/d/consult_sukuk141107.pdf)
- HM Treasury (2009) "Legislative framework for the regulation of alternative finance investment bonds (sukuk)" (http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/afibs_sukuk.pdf)
- HM Treasury (2008) "Consultation on the legislative framework for the regulation of alternative finance investment bonds (sukuk)", (<http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/sukuk.pdf>)
- TheCityUK (2012) "Islamic Finance March 2012" (<http://www.thecityuk.com/home/Islamicfinance/>)
- UK Trade&Investment (2007) "The City UK Excellence in Islamic Finance"
(<http://www.londonstockexchange.com/specialist-issuers/islamic/downloads/ukti-uk-excellence-in-islamic-finance.pdf>)
- NS&I (2008) "National Savings and Investments(NS&I) Sharia'a Compliant Savings Review" June 2
(http://www.nsandi.com/files/asset/pdf/sharia'a_savings_review.pdf)
- FSA (2006) "Regulation of Home Reversion and Home Purchase Plans" October
(http://www.fsa.gov.uk/library/policy/policy/2006/06_12.shtml)
- Bank Negara Malaysia (2012) "Financial Stability and Payment Systems Report 2011" March
(http://www.bnm.gov.my/files/publication/fsps/en/2011/fs2011_book.pdf)
- IFSB, (2011) "Implementation of an Islamic Deposit Insurance System for the Islamic Financial Services Industry"
(http://www.ifsb.org/docs/IFSF4_Md%20Khairuddin%20Hj%20Arshad_paper_FINAL_pdf.pdf)
- KPMG&ACCA (2010) "Harmonising financial reporting of Islamic finance"
(<http://www.accaglobal.com/content/dam/acca/global/PDF-technical/financial-reporting/tech-af-hfrif.pdf>)
- Allen&Overy (2012) "Islamic finance taxation Where are we now?"
(https://www.aohub.com/aos/attachment_dw.action?key=Ee8teaJ9VarrJsCeISPclF7eOOGbnAEFKCLORG72fHz0%2BNbpi2jDfaB8lgiEyY1JAvAvaah9lF21%0D%0ACiGG39vtfQ%3D%3D&attkey=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeeOgEFCt8EGQJsWJiCH2WAXW59W9rh3JQXt4HfWIVKdL&fromContentView=1&fromDispatchContent=true&nav=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeeOgEFCt8EGQ%2FH)

[LCIrtYuIY%3D&uid=frsvcLdHNrl%3D&popup=HxapDW%2FMKd4%3D\)](#)

HM Treasury (2007), “City Minister Kitty Ussher chairs Islamic Finance Experts Group meeting on feasibility study into Government Sukuk”

(http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/newsroom_and_speeches/press/2007/press_89_07.cfm)

PricewaterhouseCoopers (2010) “Open to comparison: Islamic finance and IFRS”

(http://www.pwc.com/bm/en/services/assets/Open_to_comparison-Islamic-finance-IFRS.pdf)

FSA (2003), “Conference on Islamic Banking and Finance Bahrain”

(<http://www.fsa.gov.uk/library/communication/speeches/2003/sp118.shtml>)

The Banker (2011) “Top500 Islamic Financial Institutions”

FSA (2011) “The financial conduct authority, approach to regulation”

(http://www.fsa.gov.uk/pubs/events/fca_approach.pdf)

FSA (2009) “Strengthening liquidity standards” (http://www.fsa.gov.uk/pubs/policy/ps09_16.pdf)

Department of Statistics Malaysia (2010) “Population and Housing Census”

(http://www.statistics.gov.my/portal/index.php?option=com_content&view=article&id=350%3Apreliminary-count-report-population-and-housing-census-malaysia-2010&catid=130%3Apopulation-distribution-and-basic-demographic-characteristic-report-population-and-housing-census-malaysia-2010&Itemid=154&lang=en)

N. Irwani Abdullah, (2007), “Issues of Implementing Islamic Hire Purchase in Dual Banking Systems: Malaysia’s Experience”, (<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/tie.20141/abstract>)

Bank Negara Malaysia 各年度の年次報告書、各種ガイドライン

小立敬「英国 FSA におけるプリンシプル・ベースの実践としての顧客本位原則の取り組み」『野村資本市場クォーターリー』2008年冬号

小立敬「英国の金融規制システム改革法—マクロプルーデンスに重点を置いた体制構築—」『野村資本市場クォーターリー』2012年夏号参照



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
中央合同庁舎 7号館 金融庁 15階

TEL: 03-3506-6000(内線 3293)

FAX: 03-3506-6716

URL: <http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>